



第3次新居浜市 男女共同参画計画

ともにいきいき 新居浜プラン21 (中間見直し)



新居浜市

は じ め に

(市長あいさつ文掲載予定)

新居浜市長
古川 拓哉

令和8年3月

第1章 計画の基本構想

1	計画策定の及び中間見直しの趣旨	5
2	計画の目標	5
3	計画の性格	5
4	計画の期間	6
5	計画の構成	6
6	現状と課題	7
7	中間見直しの視点	8
8	SDG s（持続可能な開発目標）の達成に向けて	9
9	計画の体系	10

第2章 計画の内容（基本方向・現状・課題・推進項目）

主要課題Ⅰ	ひとりひとりの人権を尊重する社会づくり	15
主要課題Ⅱ	男女共同参画の意識づくり	20
主要課題Ⅲ	ひとりひとりの能力が発揮できるまちづくり	27
主要課題Ⅳ	ともに働きやすい環境づくり	32
主要課題Ⅴ	男女共同参画の家庭・地域づくり	40
主要課題Ⅵ	いきいき暮らせる社会づくり	47

第3章 計画の具体的施策

主要課題Ⅰ	ひとりひとりの人権を尊重する社会づくり	55
主要課題Ⅱ	男女共同参画の意識づくり	56
主要課題Ⅲ	ひとりひとりの能力が発揮できるまちづくり	57
主要課題Ⅳ	ともに働きやすい環境づくり	58
主要課題Ⅴ	男女共同参画の家庭・地域づくり	60
主要課題Ⅵ	いきいき暮らせる社会づくり	61

第4章 計画の推進

1	計画の推進体制の充実	65
2	市民・団体・企業等の役割	65

第5章 数値目標

数値目標	69
------	----

資料

1	男女共同参画行政のあゆみ	72
2	男女共同参画社会基本法	78
3	新居浜市男女共同参画推進条例	81
4	新居浜市男女共同参画審議会規則	84
5	新居浜市審議会等への女性の登用促進要綱	85
6	新居浜市DV対策連絡会議設置要綱	86

7	新居浜市女性活躍等推進事業所認証制度実施要綱	87
8	新居浜市男女共同参画都市宣言	88

第 1 章

計画の基本構想

- 1 計画策定及び中間見直しの趣旨
- 2 計画の目標
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成
- 6 現状と課題
- 7 中間見直しの視点
- 8 SDG s（持続可能な開発目標）の達成に向けて
- 9 計画の体系

1 計画策定及び中間見直しの趣旨

本市では、平成 12 年 8 月に県内で初めて男女共同参画都市宣言を行い、平成 15 年 10 月に「新居浜市男女共同参画推進条例」を制定しました。令和 3 年 3 月に「第 3 次新居浜市男女共同参画計画～ともにいきいき新居浜プラン 21～」(計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度)を策定し、あらゆる暴力の根絶や固定的性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性リーダーの育成を図るなど積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

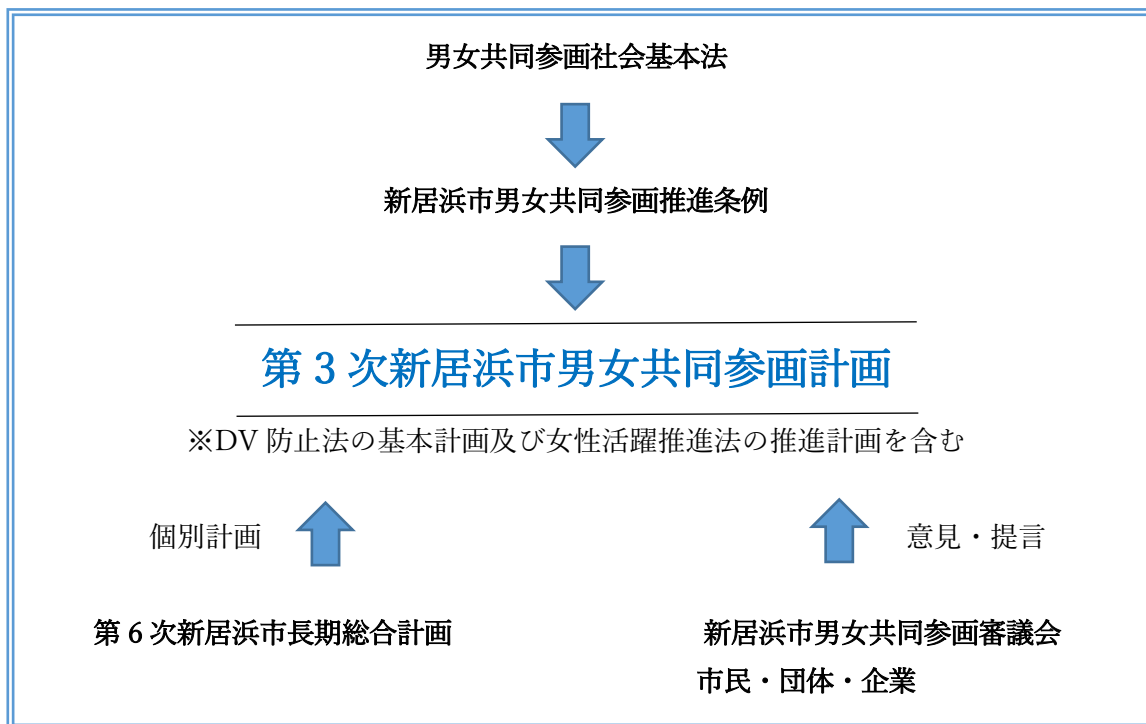
今般、計画の策定から 5 年が経過することから、国内の動向や社会情勢の変化に対応し、令和 12 年度の目標達成に向け、より適切な施策の推進を図るため、必要な計画の見直しを行うものです。

2 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、ともにいきいき暮らせる活力ある持続可能な社会の実現を目指します。

3 計画の性格

- 1 国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画を考慮したものです。
- 2 新居浜市男女共同参画推進条例に基づく計画です。
- 3 第 6 次新居浜市長期総合計画の個別計画として位置付け「新居浜市男女共同参画審議会」及び市民、団体、企業の意見・提言の趣旨を生かしたものです。
- 4 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV 防止法」という。)」に基づく本市の基本計画として位置付けたものです。
- 5 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)」に基づく本市の推進計画として位置付けたものです。
- 6 この計画は、本市の特性に応じた男女共同参画社会づくりを総合的かつ、効果的に推進するため、市民、団体、企業、行政などがそれぞれの立場から取り組む基本的な施策を示したものです。

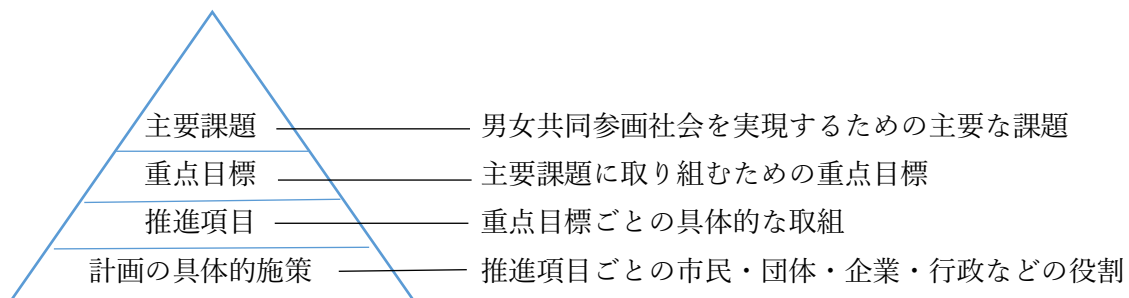


4 計画の期間

この計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化や進捗状況等に対応し、施策を効果的に進めるため、令和7年度に中間見直しを行いました。

5 計画の構成



6 現状と課題

令和6年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を行い、男女共同参画に関する意識や意向等を調査し、計画策定以降の社会情勢等の変化や国・県の動向等を踏まえ、今後の課題を整理しました。

- ▶ 令和6年度に実施した市民意識調査では、「社会全体で男女の地位が平等になっていると思う」割合は、1割強であり、男性が優遇されていると回答した割合は減少しているものの、依然として不平等感がある結果となっています。

また、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識について、「そう思わない」と回答した割合は、前回調査より増加しているものの、家庭における役割分担については、女性が「家事」の役割分担を女性が担っていると回答した割合が依然高く、引き続き、Ⅱ男女共同参画の意識づくりや、Ⅳともに働きやすい環境づくりを推進する必要があります。

- ▶ 審議会等の女性の登用率は、令和12年度50%を目指して取り組んでいますが、令和7年4月1日現在32.4%であり、依然として目標数値に隔たりがあります。但し、市民意識調査で「女性が参画する割合の目標」については、50%と回答した割合が最も高く、Ⅲひとりひとりの能力が発揮できるまちづくりにより一層積極的に取り組む必要があります。

- ▶ DVをはじめとする、複雑化、多様化するあらゆる暴力を根絶するため、被害者に寄り添った適正な支援を実施する必要があります。また、市民意識調査における「配偶者暴力相談支援センター」（※1）の認知度も前回とほぼ変わっていないことから、さらなる周知啓発により、Ⅰひとりひとりの人権を尊重する社会づくりを推進していく必要があります。

- ▶ 東日本大震災をはじめとし、近年では集中豪雨による被害が頻発する中、防災について、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されていないとの課題が出され、防災、復興に関して、意思決定過程への男女それぞれの視点が重要となっています。また、市民意識調査において参加している社会活動として「防災・防犯活動」と回答した割合も男性のほうが高いことから、Ⅴ男女共同参画の家庭・地域づくりに向け、積極的に取り組む必要があります。

- ▶ 「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向、性自認等も含めた多様性に配慮し、Ⅰひとりひとりの人権を尊重する社会づくりに向けた取組が必要です。

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらし、特に非正規労働者、ひとり親家庭等、生活上の困難な問題が複雑化、多様化、複合化し、問題が顕在化することとなりました。困難な問題を抱える人々が孤独化、孤立化することなく、安心安全に暮らせるよう、VIいきいき暮らせる社会づくりに向けた取り組みが必要です。
- ▶ 少子高齢化や若年層（特に女性）が大都市圏へ流出し、人口減少社会が本格化しています。女性が能力を発揮して働ける環境整備や、女性活躍に向けた意識改革が求められています。市民意識調査で職場における待遇面について「賃金」「昇進昇給」「採用」において格差を感じると回答した割合が高く、IVともに働きやすい環境づくりに向け、積極的に取り組む必要があります。
- ▶ 未婚・単身世帯、共働き世帯の増加等、結婚や家庭生活などに関する考え方が大きく変化しており、多様な働き方・暮らし方を選べるようになることが求められています。市民意識調査で、ワーク・ライフ・バランスの実現度、職場での取組状況とも約5割前後であり、固定的性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消や、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、II男女共同参画の意識づくりや、IVともに働きやすい環境づくりへの取組が重要です。
- ▶ 新たな課題を踏まえ、市民、団体、企業、行政などが一体となって男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的に進めていく必要があります。

(※1) 新居浜市配偶者暴力相談支援センター

DV 防止法第3条第2項に基づき設置し、DVに関する相談、被害者緊急時における安全確保、保護命令の助言、援助等を行います。

7 中間見直しの視点

①計画内容の見直し

社会情勢や直近の市民意識調査の結果等に基づき、計画内容における現状及び課題について見直しを行いました。また、本市の事業内容に合わせて、推進項目についても見直しました。

②計画の具体的施策の見直し

想定される社会情勢や制度の改変等も踏まえ、具体的施策について、変更や追加が必要かどうか検討しました。

③数値目標の見直し

本計画を推進するための各種数値目標について中間評価を行うとともに、数値目標の見直しを行いました。なお、計画と実績値に大きな乖離のある項目については、社会情勢や計画の進捗状況、計画段階での目標設定数値の妥当性等、目標未達成の原因を究明し、安易な下方修正をとらないようにしました。

8 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに達成すべき国際社会全体の目標（ゴール）です。

17のゴールの一つに「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられ、性別による差別をなくし、男女が平等に権利・機会・責任を分かち合える社会をつくるとともに、女性が自らのことを主体的に決定し、行動する力をつけることを目標としています。

また、「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」は、SDGs全ての目標達成のためにも、大変重要な目標であり深い関わりがあります。

男女共同参画社会基本法及び新居浜市男女共同参画条例において、男女共同参画社会の形成は国際社会における取組と協調して行うこととしており、SDGsの理念に沿った取組を進めていきます。



9 計画の体系

主要課題	重点目標	推進項目	
I ひとりひとりの 人権を尊重する 社会づくり	1 性や生命の理解と尊重	① 生涯を通じた男女の健康支援 ② 性に関する教育の推進 ③ 生命・健康を脅かす問題についての対策の推進	配偶者暴力防止法基本計画
	2 あらゆる暴力等の根絶	① 暴力防止に向けた啓発活動の推進 ② 関係機関との連携強化 ③ 被害者への相談支援の充実	
	3 メディアにおける人権の尊重	① 男女平等の視点からの表現の啓発促進 ② 情報活用能力の向上	
II 男女共同参画の 意識づくり	1 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進	① 現行の社会制度・慣行の見直し、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消 ② 様々なメディアによる広報啓発活動の推進 ③ 男女共同参画に関する学習活動の推進	
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	① 保育・教育現場における男女平等教育の推進 ② 家庭・地域における男女共同参画の推進	
III ひとりひとりの 能力が発揮できる まちづくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	① 政策・方針決定、審議会等への女性の登用拡大(ポジティブ・アクション＝積極的改善措置) ② 女性の積極的な採用・登用の促進 ③ 審議会等委員に登用できる人材の育成	女性活躍推進法推進計画
	2 女性の能力開発(エンパワーメント)の支援	① 女性の活躍推進の支援 ② 女性総合センターの充実	
IV ともに働きやすい環境づくり	1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	① 職場・家庭・地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進	
	2 雇用の分野における男女均等な環境整備	① 雇用分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進 ② あらゆるハラスメント防止・対策の促進 ③ 多様な就労形態に合わせた労働条件の整備 ④ 女性の就業分野拡大の推進	
	3 職業生活における女性の活躍推進	① 事業所における女性活躍推進に向けた取組の促進 ② 職場の意識と職場風土の改革促進	
	4 農林水産・商工自営業における男女共同参画の推進	① 女性が働きやすい職場環境づくりの促進 ② 家庭間の役割に関する意識改革と方針決定の場への参画	

主要課題	重点目標	推進項目
V 男女共同参画の 家庭・地域づくり	1 家庭・地域における男女共同参画の持続・促進	① 家庭・地域における男女共同参画の促進 ② 女性リーダーの育成と情報提供の充実 ③ ボランティア活動等市民活動・地域活動への参加促進 ④ 婚活支援の推進
	2 男女共同参画の視点に立った地域防災づくり	① 防災に関する計画・方針の男女共同参画 ② あらゆる人のニーズに配慮した避難所の設置・運営 ③ 地域防災リーダーの育成
	3 国際理解・交流の推進	① 国際理解のための学習機会等の充実 ② 国際交流活動等の推進
VI いきいき暮らせる 社会づくり	1 生涯にわたる健康づくり	① 体力づくりの推進 ② 心の健康づくりの推進 ③ 食育を通じた健康づくりの推進
	2 安心安全に暮らせる環境づくり	① 貧困などの生活上の困難に対する支援 ② 子育て環境の充実 ③ 高齢者への支援の充実 ④ 障がい者への支援の充実



第 2 章

計画の内容

主要課題 I	ひとりひとりの人権を尊重する社会づくり
主要課題 II	男女共同参画の意識づくり
主要課題 III	ひとりひとりの能力が発揮できるまちづくり
主要課題 IV	ともに働きやすい環境づくり
主要課題 V	男女共同参画の家庭・地域づくり
主要課題 VI	いきいき暮らせる社会づくり

主要課題Ⅰ ひとりひとりの人権を尊重する社会づくり

基本方向

新居浜市男女共同参画推進条例の基本理念に「男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が共に性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されること」「生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること」とあります。

一人ひとりの人権の尊重は、男女共同参画社会をつくる上で基本となる考え方です。男女がお互いに身体について正しい情報を持ち、十分に理解し、尊重して生きることは大変重要です。しかし、人権尊重の理念は社会に完全に定着しているわけではありません。性別、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などの問題や同和問題、インターネットによる人権侵害、性的マイノリティ（性的少数者）に対する人権問題など、現実にはさまざまな人権問題が存在しています。近年は一層多様化しており、これに対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。



重点目標1 性や生命の理解と尊重

現状

男女がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提といえます。特に女性は、妊娠・出産、更年期と体調の変化が大きく、健康上の問題に直面します。また、健康を脅かす問題としては、HIV/エイズ等の性感染症や薬物乱用などが挙げられ、生命を脅かす問題として、人身売買の問題が大きく取り上げられています。

課題

生涯を通じ男女が発達段階に応じて健やかに過ごすために、心と身体両面の健康についての正しい知識や情報を提供し、全ての人が主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

推進項目

- ①生涯を通じた男女の健康支援
 - ・関係機関と連携して発達段階に応じて正しい知識を伝え、相談体制の充実に努めます。
- ②性に関する教育の推進
 - ・家庭・学校・地域における適切な性教育と健康教育を推進します。
- ③生命・健康を脅かす問題についての対策の推進
 - ・関係機関と連携して情報提供を行い、知識の普及・向上に努めます。



重点目標2 あらゆる暴力等の根絶

現状

暴力は人間の基本的人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、職場等での性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）、つきまとい行為（ストーカー行為）等の被害は深刻な社会問題となっており、近年は、インターネットを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引等、暴力は一層多様化しています。

市民意識調査で、DV 被害にあったと答えた人は、男性全体で 8.3%、女性全体で 25.0% を占め、前回と比較して全体で見ると増加しています。その内、精神的暴力が 7 割を超え、次いで約 4 割が身体的暴力を受けています。また、職場におけるハラスメントに関して、男性の 2 割強、女性の約 3 割が経験あるとの回答で、男女共に増加しています。

一方で、DV 被害者の相談支援機関である「配偶者暴力相談支援センター」の認知度は 21.3% と前回調査時とほぼ同じ割合となっています。

課題

暴力は、当事者だけの問題としてではなく、犯罪をも含む重大な人権侵害であり、近年の多様化する暴力に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。子ども、高齢者、障がい者、外国人などの被害者に配慮し、きめ細かく寄り添う支援が不可欠です。あらゆる暴力の根絶と暴力を許さないという社会環境づくりの推進と、被害者に対しては、各関係機関等と緊密に連携して、適切な対応が可能な相談体制や支援施策の充実に積極的に取り組む必要があります。

推進項目

①暴力防止に向けた啓発活動の推進

- ・DV 防止啓発講演会、学習会の開催と、ホームページ、ロビー展等で市民や関係機関への周知・啓発に努めます。

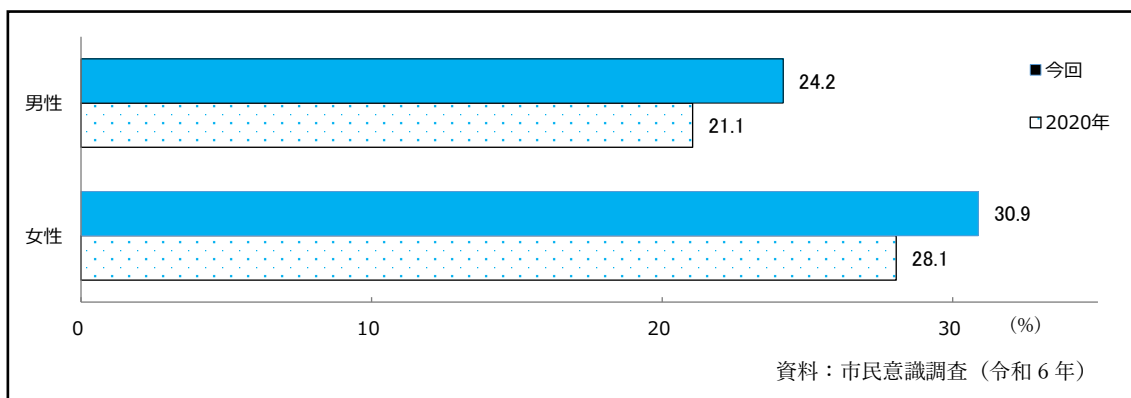
②関係機関との連携強化

- ・新居浜市配偶者暴力相談支援センターを中心に各関係機関との連携を図ります。

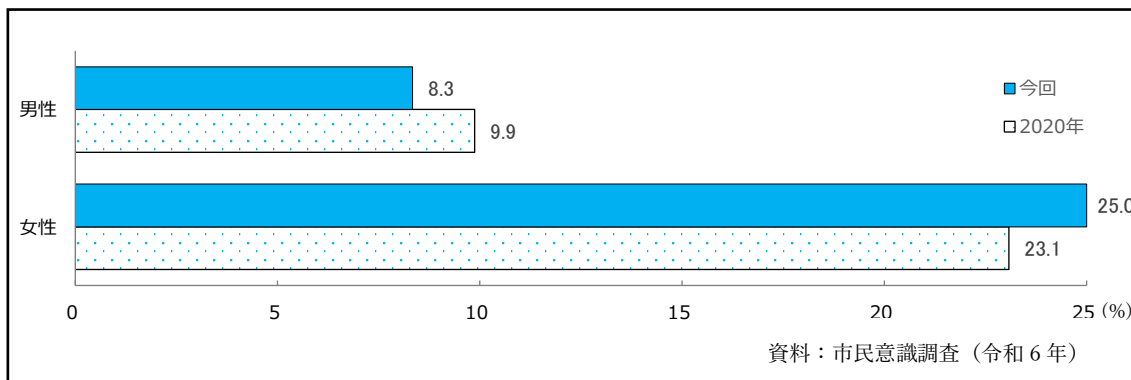
③被害者への相談支援の充実

- ・緊急一時保護体制の充実と自立に向けた相談支援に取り組めます。

▶職場や日常生活におけるハラスメントを受けたことのある男女別割合について前回の調査との比較



▶DVを受けた経験のある男女別割合について前回の調査との比較



新居浜市配偶者暴力相談支援センター

DV（配偶者等からの暴力）は重大な問題であり、若い世代の交際相手からの暴力（デートDV）も問題化しています。

新居浜市ではDVの相談窓口として、相談・支援・自立までのサポートをするため、平成25年に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV予防啓発や被害者の支援に取り組んでいます。

受付時間：8時30分～17時15分

（土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始は除く）

電話番号：0897-65-1480

暴力に悩んでいる場合は、ひとりで悩まず、まずはお電話してください。

相談は無料です。

相談内容についての秘密は厳守します。

重点目標3 メディアにおける人権の尊重

現状

メディアは、様々な形で私達の意識の形成に大きく関わっています。インターネットや携帯電話等の普及により、メディアからもたらされる情報が社会に与える影響は多大なものとなっています。

課題

表現の自由という基本的なメディアの特性については、十分尊重されるべきではありますが、性的側面のみを強調したり、あらゆる暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくないことから、表現される側の人権も同様に尊重されなければなりません。

男女共同参画の推進に関して、メディアの果たす役割の重要性を認識し、メディア自体が人権尊重に十分な配慮を行い、多様化している生き方を伝え、性別に基づく固定観念の解消を進めていく配慮が必要とされています。

また、メディアからもたらされる膨大な情報を無批判に受け入れるのではなく、内容を解読し活用する能力の向上が求められます。

推進項目

①男女平等の視点からの表現の啓発促進

- ・人権を尊重した表現の啓発活動を推進します。

②情報活用能力の向上

- ・関係機関と連携して、学習会・講座等を開催し、情報活用能力の向上を図ります。



主要課題Ⅱ 男女共同参画の意識づくり

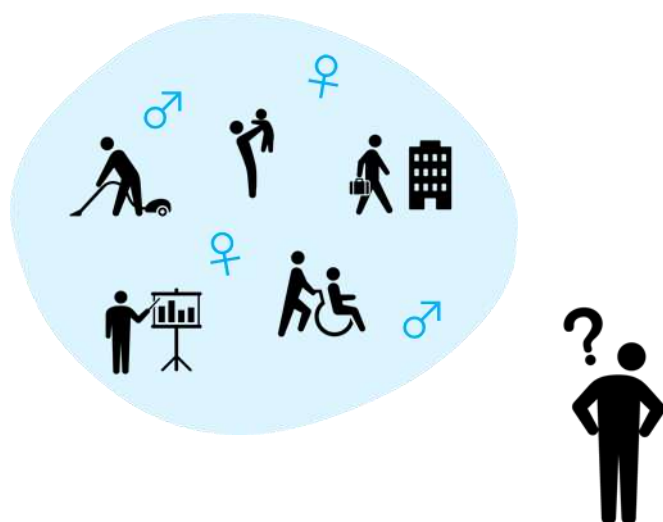
基本方向

新居浜市男女共同参画推進条例の基本理念に「性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること」「学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、自立の精神と男女平等の意識が育まれる教育が確保されること」とあります。

人々の中に長い時間をかけて意識づけられてきた「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識や社会制度、日常生活の中での習慣・慣行には、女性に対する差別や偏見が依然として根強く残っています。

こうした意識や習慣は、個人の意識を背景としていることから、あらゆる機会を捉えて意識の改革を進め、性別で役割を固定的に考えるのではなく、様々な分野で男性と女性が協力しあい、一人ひとりに男女共同参画の視点に立った意識が浸透することが重要です。

また、個人の生き方や社会における活動が多様化する中で、意識や価値観の形成においては、家庭、学校、地域など社会生活の中で、男女共同参画について分かり合うためにも話し合ったり、お互いを思いやるやさしい気持ちや感謝の心を育てるとともに、生涯を通じて男女共同参画についての教育・学習を推進し、男女共同参画の意識づくりに努めます。



重点目標 1 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

現状

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的性別役割分担意識について、「そう思わない」と回答した割合は、20年間で2倍以上となっています。

男女の地位の平等感については、ほとんどの分野で男性の方が優遇されているという意見が多くみられましたが、学校教育の場においては、半数が平等であると感じています。

家庭での役割分担については、家事・育児に対しては平等である割合が年々増加しているものの、女性が担っている割合は5割を超えています。

市民の意識や社会の習慣・慣行の中には、性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が残っており、様々な分野でいずれか一方に偏った役割分担が存在し、男女共同参画に関する正しい認識がまだ十分浸透していない現状が見られます。

課題

固定的性別役割分担意識については、「男性だから、女性だから」という考え方にとらわれることなく、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会づくりのために、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを行い、新しい価値観の形成をさらに推進する必要があります。

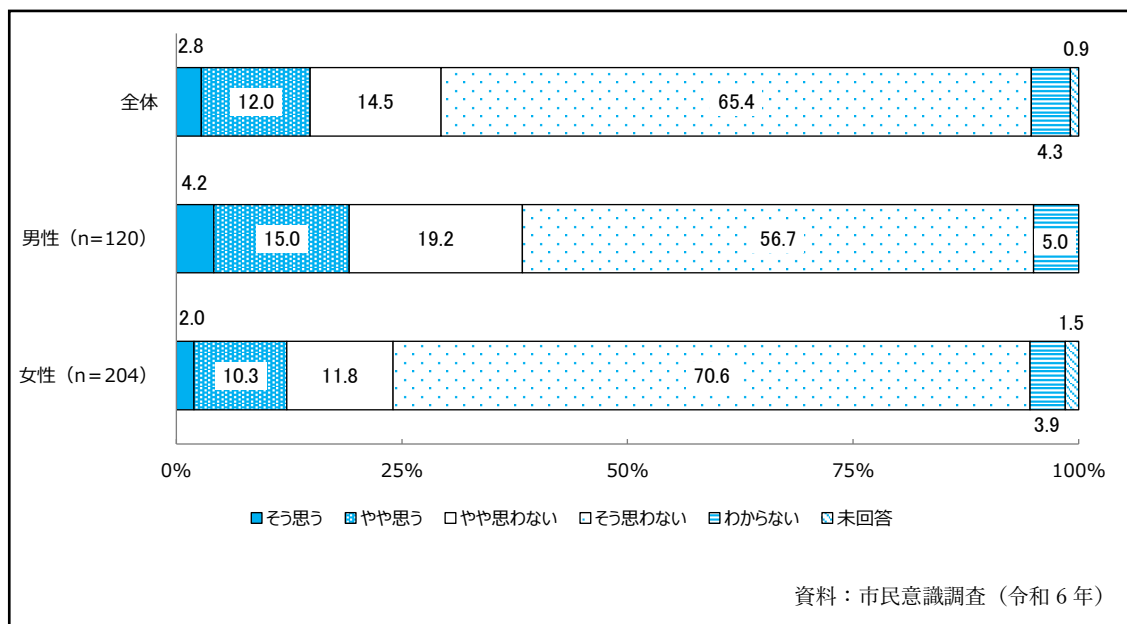
また、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は誰もが持っているものであり、男女共同参画に向けた取り組みのためには、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）について気づきや理解を深める必要があります。

男女共同参画に関する正しい認識を深めるため、わかりやすい広報・啓発活動を進める必要があります。

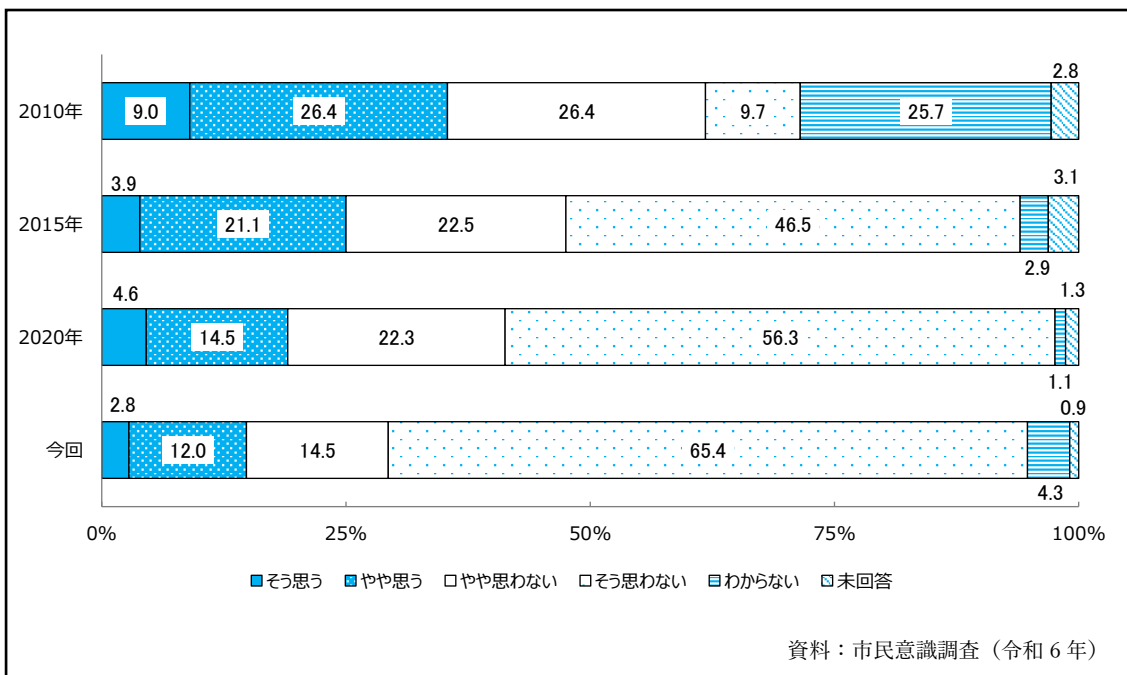
推進項目

- ① 現行の社会制度・慣行の見直し、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消
 - ・ 男女共同参画の視点に立って、現行の社会制度や慣行の見直し、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込みの解消）についての啓発を行います。
- ② 様々なメディアによる広報啓発活動の推進
 - ・ 市政だよりやインターネット等多様な方法を用いて、効果的で分かりやすい広報啓発を行います。
- ③ 男女共同参画に関する学習活動の推進
 - ・ 男女共同参画に関する学習機会を提供し、男女共同参画の理解の促進に努めます。

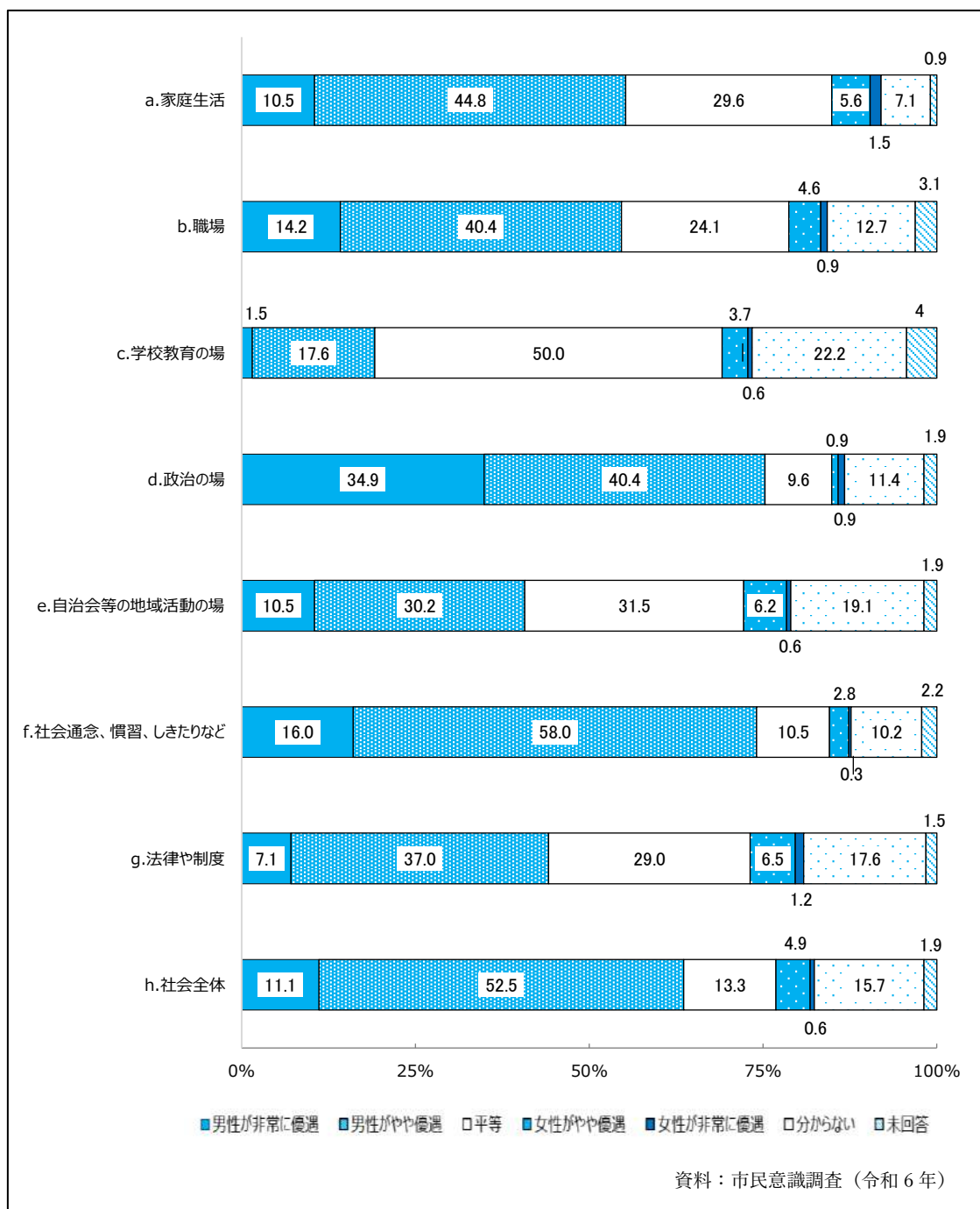
▶ 「私は『男性は仕事、女性は家庭』という考え方である」の男女別及び全体の回答



▶ 「私は『男性は仕事、女性は家庭』という考え方である」について過去調査との比較



▶分野別でみる男女の平等について



重点目標 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

現状

市民意識調査では、子どもに受けさせたい学校教育について、男子は理系大学、女子は文系大学を希望する割合が最も高く、全体でも大学、大学院以上が7割を超えています。

また、男女ともに仕事や生き方について多様な選択ができるようにすべきだと考える割合は全体の9割を超えますが、実際に家庭での役割分担については、家事、育児に関しては5割以上、介護については3割以上が主に女性が担っています。

社会活動については、参加している割合は全体でみると4割程度で、参加する意思はあるものの、きっかけや時間がないなどの理由から参加できていない状況であることが伺えます。

課題

家庭、学校、地域などで行われる教育や学習は、一人ひとりの人権を尊重し、男女共同参画社会の形成を促進していく上で、重要な役割を持つものです。教育の場においては、幼少期から男女共同参画の正しい意識を育てるとともに、人権尊重を基本とした豊かな人間性を育む教育の推進が求められます。

また、個人の生き方、能力、適性を重視し、固定的性別役割分担意識にとらわれることのないよう、幅広い生き方が選択できる進路指導に努めなければなりません。

家庭では、家族がお互いに尊重し合い、子どもの性別にとらわれることなく、個性と能力を伸ばし、男女共同参画の視点を育てる家庭づくりが求められています。

地域を含めた社会教育活動においても、自立の促進や、生涯にわたって男女共同参画意識を高める学習や活動の場が求められています。

また、家庭や地域において、男女ともに幅広い分野に積極的に参画できるよう、理解の促進や環境を整える取組が必要です。

推進項目

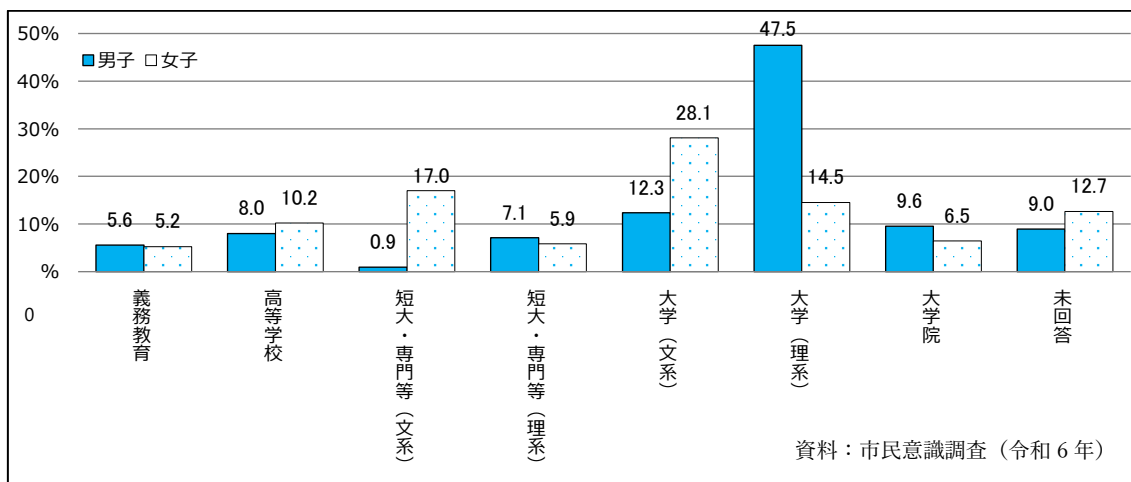
①保育・教育現場における男女平等教育の推進

- ・関係機関と協力し、幼少期からの男女平等意識の醸成、正しい男女共同参画を重視した教育を推進します。

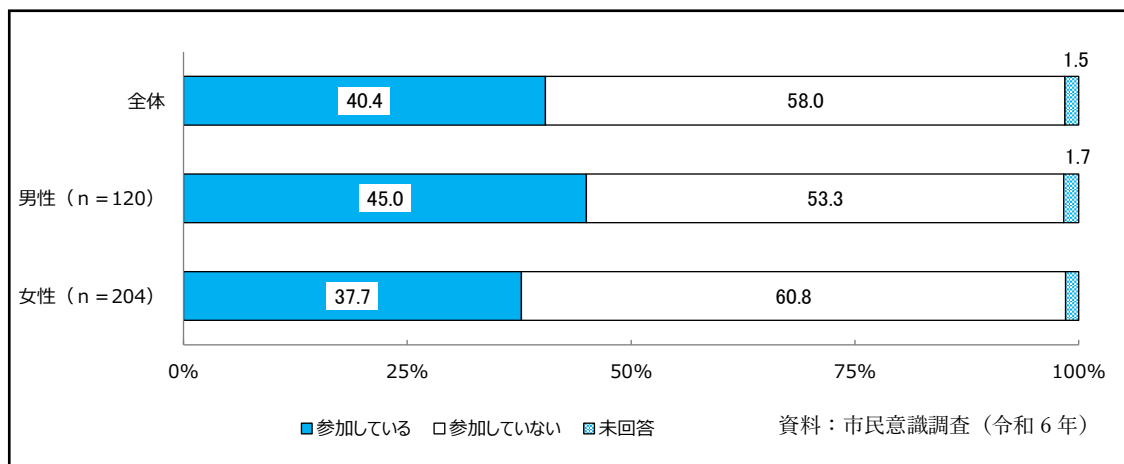
②家庭・地域における男女共同参画の推進

- ・家庭での男女平等の意識啓発の促進や、生涯にわたっての男女共同参画意識を高める学習や活動の機会を提供します。また、家庭や地域において、男女ともに幅広い分野に参画できるよう、理解の促進や環境整備に努めます。

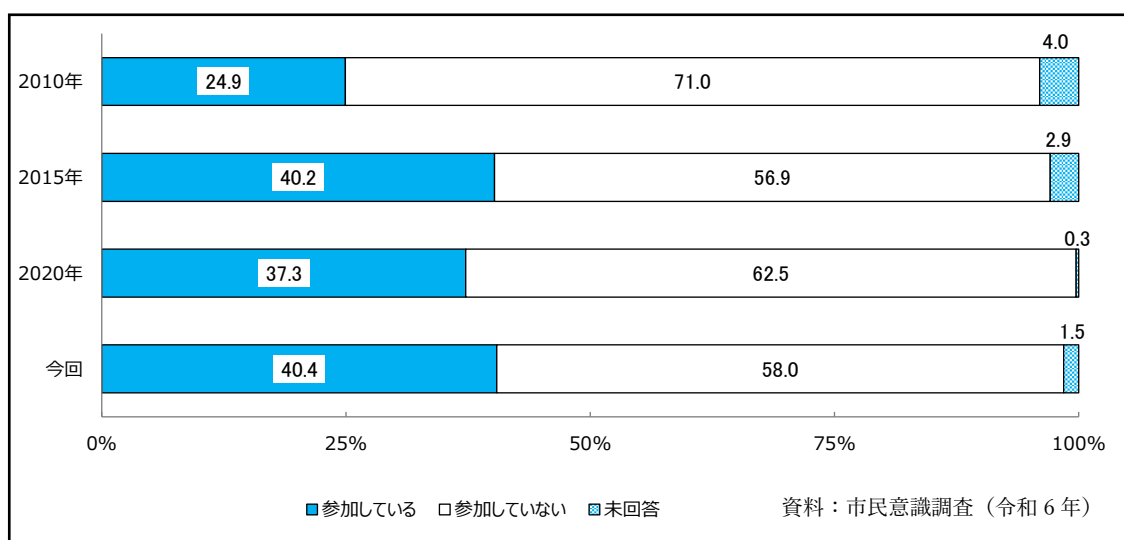
▶子どもに受けさせたい学校教育について



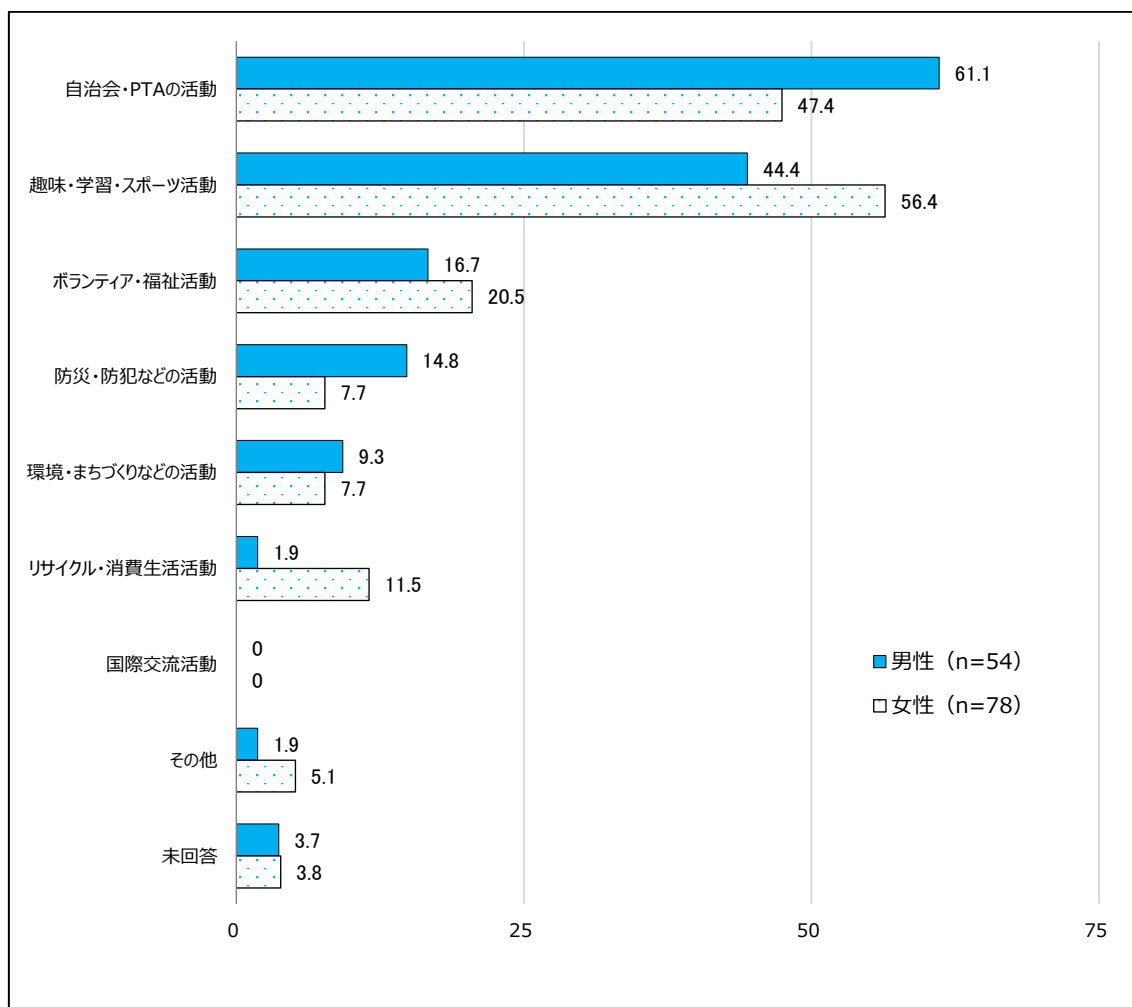
▶社会活動の参加状況



▶過去の調査との比較



▶参加している社会活動の種類について



主要課題Ⅲ ひとりひとりの能力が発揮できるまちづくり

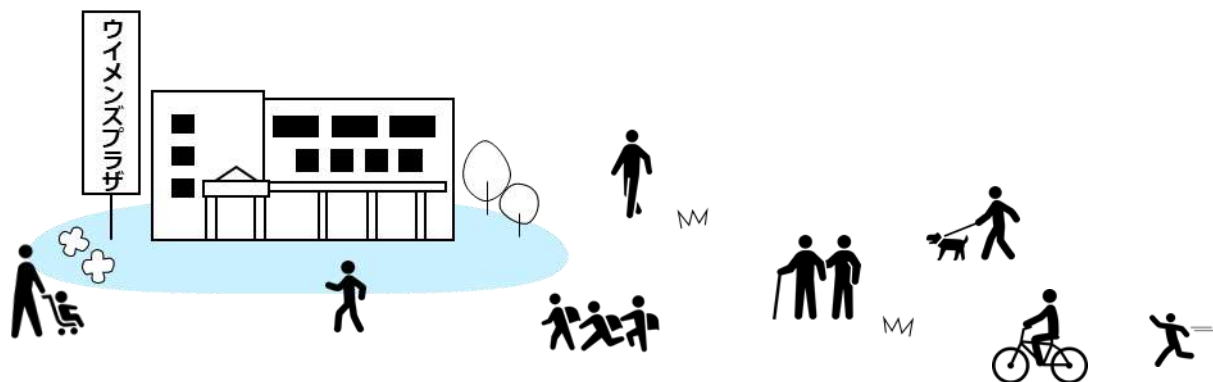
基本方向

新居浜市男女共同参画推進条例の基本理念に「男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」とあります。

様々な分野で女性の活躍が進み、行政等の公的機関をはじめ、団体、企業における政策・方針決定過程への女性の参画は、少しずつ高まっていますが、女性管理職や指導的立場の女性、また、女性の意思を社会の意思決定に反映させる機会がまだまだ少ないのが現状です。

誰もが暮らしやすい豊かな社会を築いていくためには、様々な立場の人たちの意見、考え方を取り入れ、多様な視点や新たな発想を活用していくことが必要であり、女性の政策・方針決定過程への参画、また、あらゆる分野で活躍できる人材の育成に努めます。

そのためには、あらゆる領域で力をつけるための機会の提供に努め、女性の能力開発（エンパワーメント）の支援に取り組みます。



重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現状

本市の審議会等に占める女性委員の割合は、32.4%（令和7年4月1日現在）であり、また市民の代表である市議会議員は、定数26人のうち女性は6人（23.1%）となっています。

市民意識調査においては、市政運営に女性の意見が反映されていない理由として、女性議員が少ない、社会のしくみが女性に不利であるという意見が多く見られ、目標とする女性参画率は「50%」と回答した割合が最も高くなっています。

課題

政策・方針の決定過程において、女性の意見が十分に反映されるよう、審議会や委員会等への積極的な参画を推進し、あらゆる分野への参画拡大を図っていく必要があります。

そのためには、女性が積極的に参画することの必要性を、社会全体の課題として認識し、人材育成に取り組むとともに、その情報を提供していく必要があります。

推進項目

①政策・方針決定、審議会等への女性の登用拡大

（ポジティブアクション（※2）＝積極的改善措置）

- ・ 審議会委員等への女性の登用率の向上に努めます。
- ・ 自治会、PTA など各団体組織への女性の登用を促進します。

②女性の積極的な採用・登用の促進

- ・ 女性の積極的な採用、登用、職域拡大を推進します。

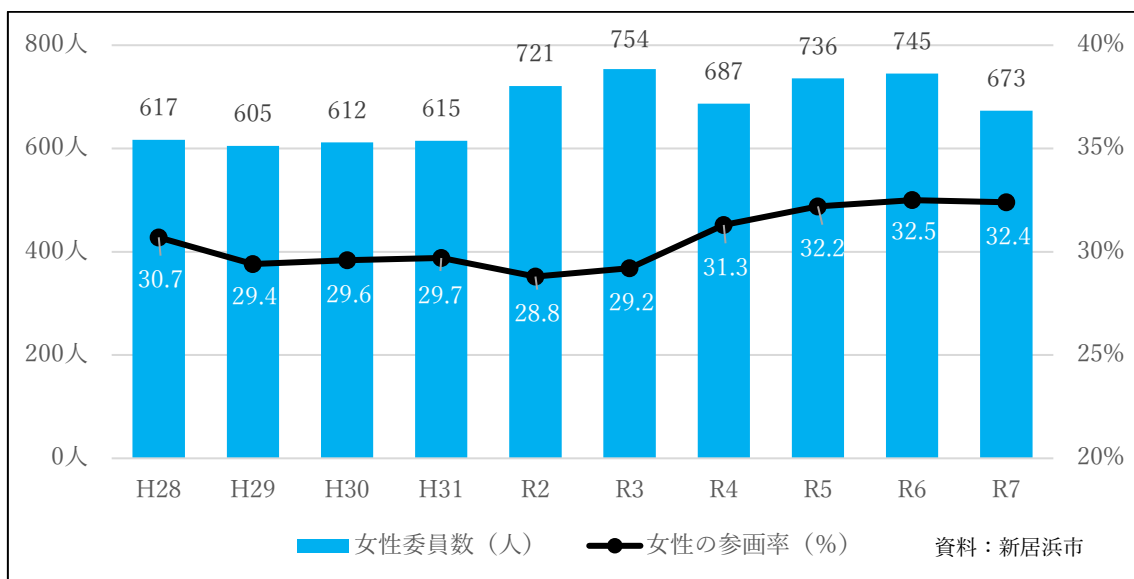
③審議会等委員に登用できる人材の育成

- ・ 各方面で活躍する女性リーダーの育成に努めます。

（※2）ポジティブ・アクション

男女間の参画機会の格差を改善するために、必要な範囲で男女のいずれか一方に対し、必要な機会を与えることです。

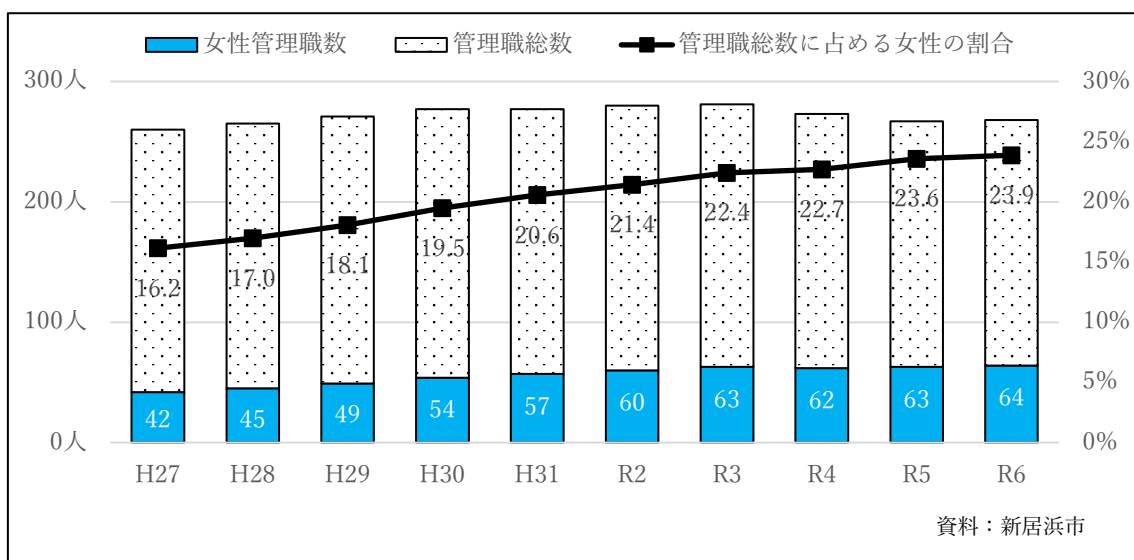
▶新居浜市審議会等への女性委員数（人）及び女性の参画率（％）の推移



▶新居浜市女性職員数と管理職員数の推移

	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
管理職総数（人）	260	265	271	277	277	280	281	273	267	268
うち女性数（人）	42	45	49	54	57	60	63	62	63	64
女性の割合（％）	16.2	17	18.1	19.5	20.6	21.4	22.4	22.7	23.6	23.9

資料：新居浜市



重点目標2 女性の能力開発（エンパワーメント）の支援

現状

男女共同参画社会の実現のためには、女性自ら一人ひとりの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、その能力を発揮し、行動していくことが重要です。

従来よりも女性の活躍や参画の場は増えていますが、現在でも固定的性別役割分担意識や社会における男性優位の組織運営などにより、女性の参画が伸び悩んでいる状況が続いています。

課題

職場や地域では、自らが意思決定し、行動できる能力を身につけた女性の人材が求められており、女性自身も自らの意志と能力を高め、その力を発揮できることが重要です。こうした能力を身に付けるための学習機会を提供し、人材育成を図り、女性が様々な分野で活躍できるための支援を行う必要があります。

新居浜市立女性総合センター（ウイメンズプラザ）においては、職業能力の開発や文化、教養を高めるため各種講座の開設や情報の提供等を行っています。

さらに女性の活躍推進の支援ができるように、より一層の機能充実を図っていく必要があります。

推進項目

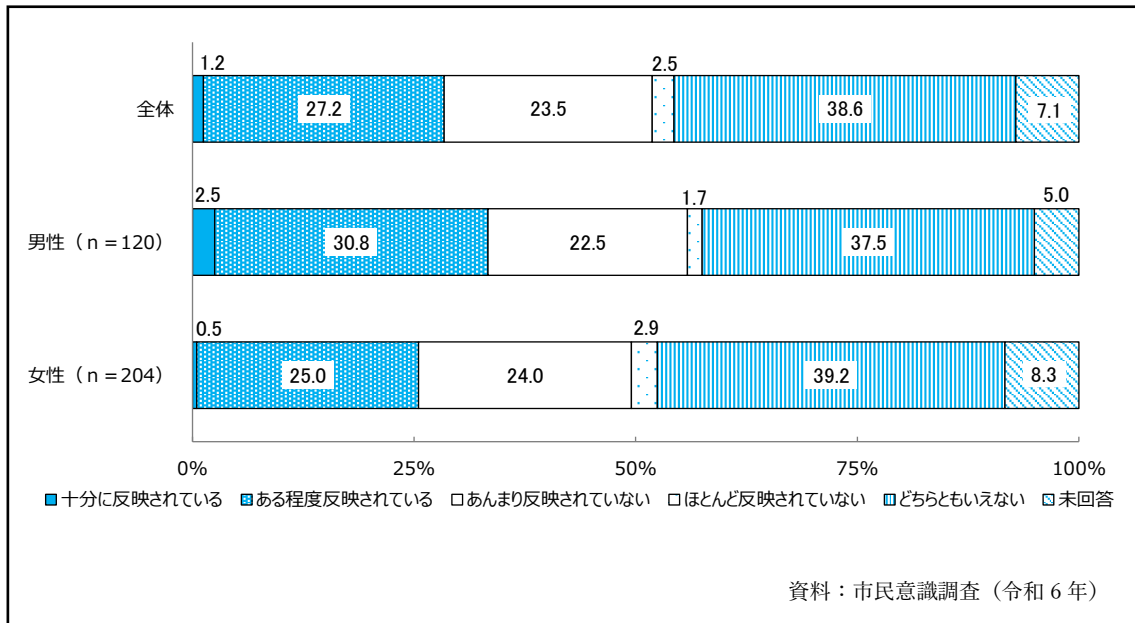
①女性の活躍推進の支援

- ・関係機関と連携し、女性の就労支援や人材育成に努め、雇用の促進と再就職支援に取り組めます。

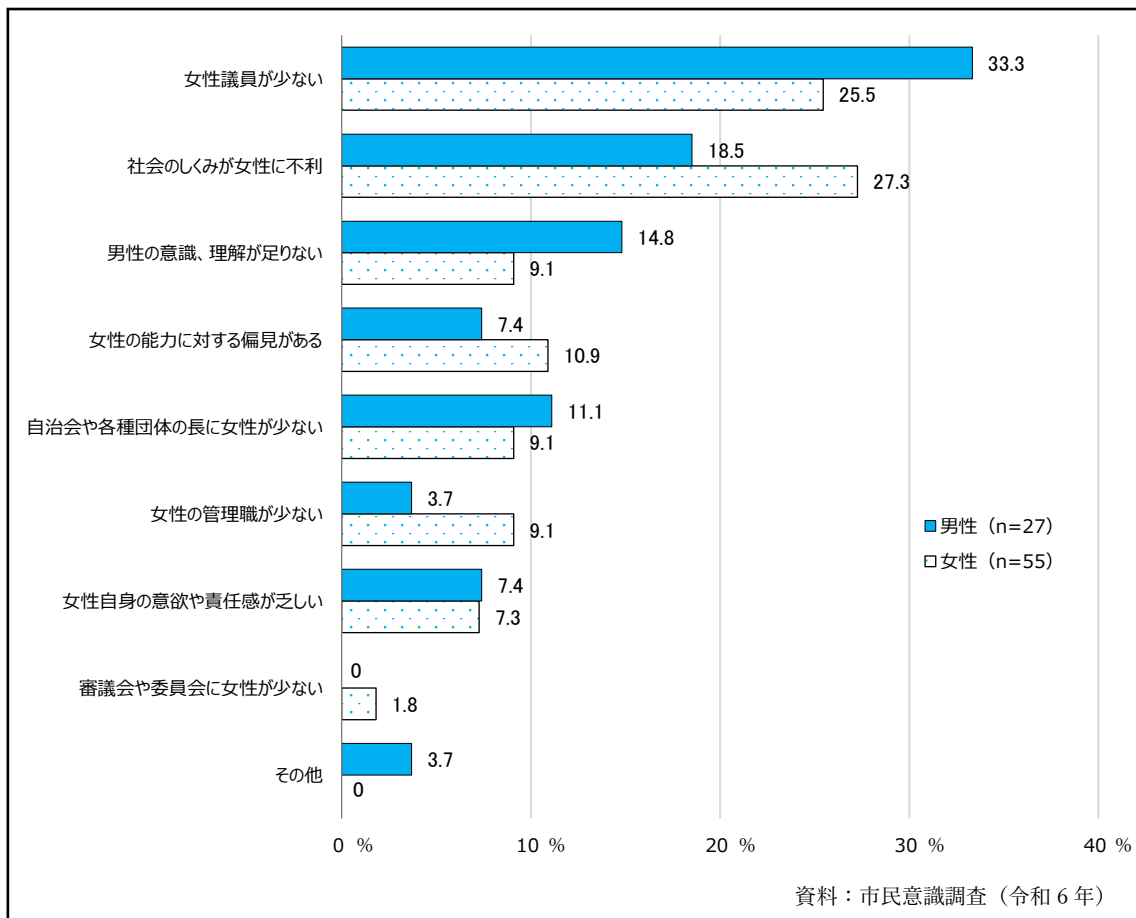
②女性総合センターの充実

- ・エンパワーメントに関する講座の充実を図ります。
- ・あらゆる人々が利用しやすいように機能の充実を図ります。

▶ 市政運営に対する女性の意見の反映について



▶ 市政運営に女性の意見が反映されていないと思う理由



主要課題Ⅳ ともに働きやすい環境づくり

基本方向

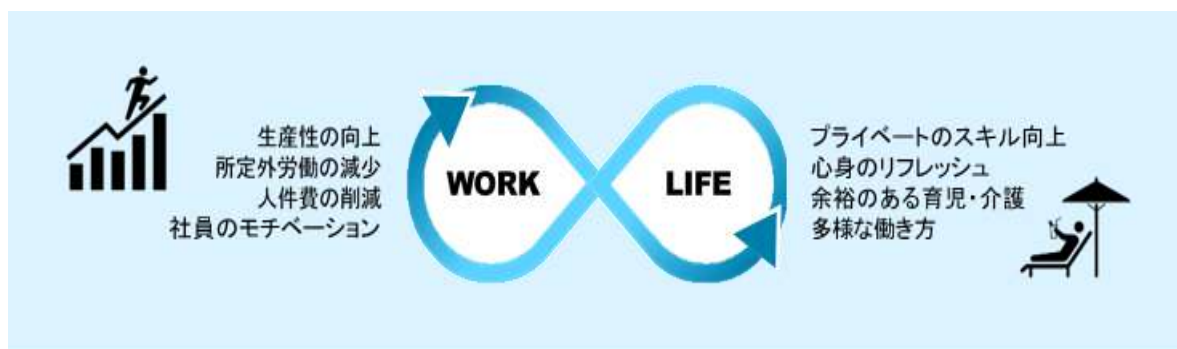
新居浜市男女共同参画推進条例の基本理念に「経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができるよう配慮されること」とあります。

男女共同参画社会の実現にとって、労働の分野は極めて重要な意味を持っており、女性も男性もいきいきと働くためには、意欲と能力に応じた労働環境の確保が必要です。

また、人口減少、少子高齢化が急速に進むなか、労働力不足や人材確保の観点などから、女性も十分に活躍できる環境の整備が求められており、女性活躍推進への取組が重要となっています。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、多様な働き方と雇用の継続を可能とする働き方改革や、農林水産業など自営業における男女共同参画を推進していく必要があります。

そのためには、国や県、企業など関係機関との連携を図りながら、啓発活動や施策を展開していきます。



重点目標1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

現状

ワーク・ライフ・バランス憲章（平成 19 年内閣府）では、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」への取組が進められています。女性の社会進出が進み、女性も男性も多様な働き方を希望する労働者が増加しているなか、個人がその能力を十分に発揮していけるような働き方が益々求められています。

市民意識調査では、生活の中での優先順位について、理想は「仕事・家事・プライベートを両立」したいと考えている人が約 4 割を占めているものの、現状は、仕事・家事を優先している割合が約 6 割と理想と現実には大きな差が見られ、男性は「仕事」女性は「家事」を優先する割合が高くなっています。

課題

未婚・単身世帯、共働き世帯が増加し、結婚や家庭生活などに関する考え方が大きく変化中、男性も女性もあらゆる世代の誰もが、仕事や子育て・介護など様々な活動を自分の希望する形で展開できる社会を構築するためには、それぞれが働き方の見直しや意識改革を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組が重要であり、個々のライフスタイルにあった多様な働き方と、雇用の継続が可能となるような環境整備の推進が必要になってきます。

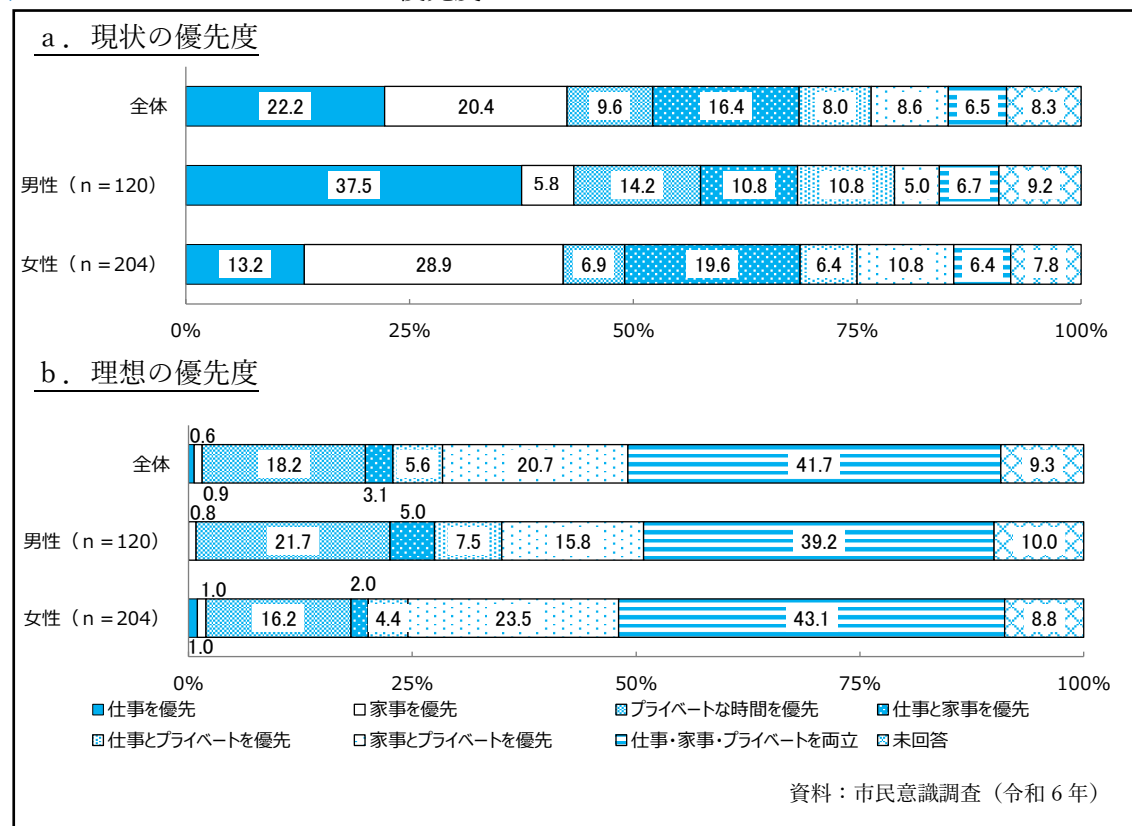
また、ワーク・ライフ・バランスが、ワークとライフとの両立、あるいはワークかライフの二者択一といった認識に捉えられている場合があるなど、「ワーク・ライフ・バランス＝仕事と生活の調和」の認識を正しく啓発していく必要があります。

推進項目

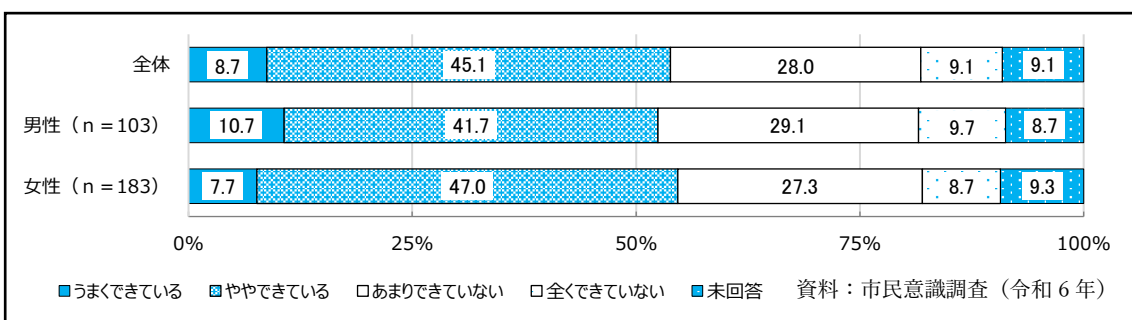
①職場・家庭・地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進による働き方の見直しに努めます。

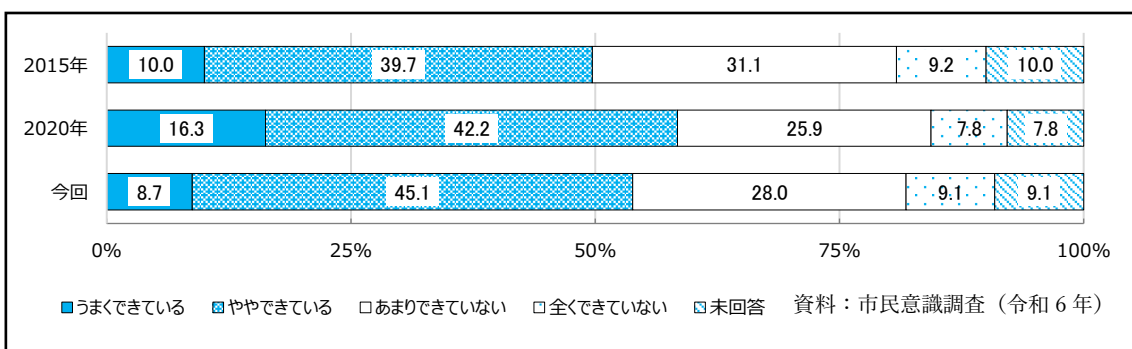
▶ワーク・ライフ・バランスの優先度について



▶ワーク・ライフ・バランスの実現状況について



▶ワーク・ライフ・バランスの実現状況 過去調査との比較



重点目標2 雇用の分野における男女均等な環境整備

現状

市民意識調査によると、女性が就労している世帯の割合は約半数であり、共働き世帯も約45%と年々増加傾向にあります。また、職場における待遇面に関し、「賃金」「昇進昇給」「採用」において男女格差を感じる割合が高くなっています。

雇用の分野において、女性が意欲と能力に応じて男性と均等な待遇を受け、豊かで安心した職業生活を継続することは、男女共同参画社会の実現にきわめて重要な意味を持ちます。女性の社会進出が進み、男女雇用機会均等法など、制度上の男女平等は整ってきましたが、非正規労働者など女性の雇用形態、結婚や出産にともなう女性の離職、仕事の内容や評価の面においての格差、様々なハラスメントなど、雇用に関する多くの問題があるのが現状です。

課題

雇用の分野における男女均等な環境整備を実現し、安心して働き続けることができる社会を実現するためには、国や県など関係機関と連携しながら、法律や制度、技能や技術等の情報提供や就労支援が必要です。

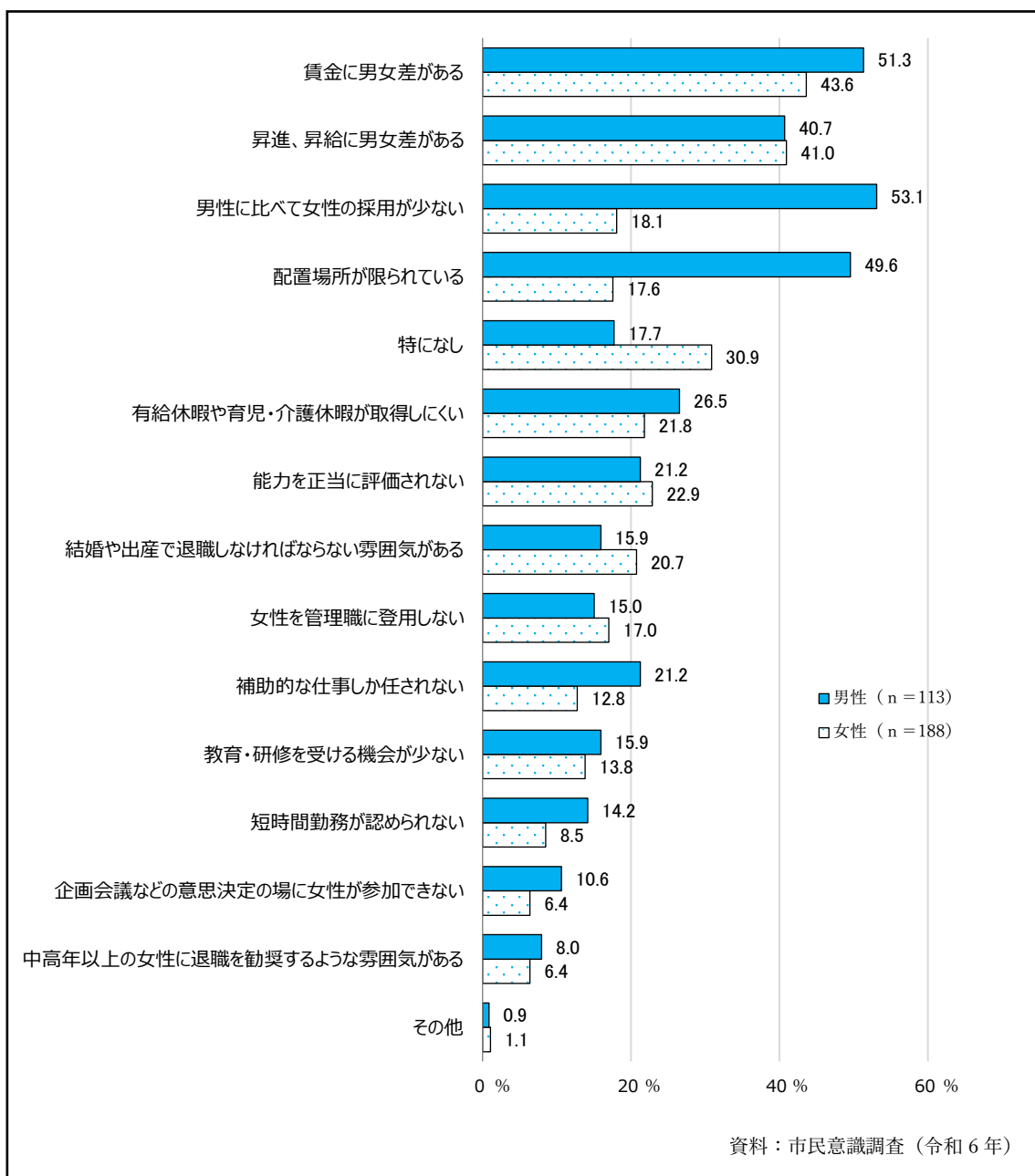
また、事業主や雇用主に対しても、育児や介護等の支援など、就労環境の整備に向けた情報提供や施策を展開する必要があります。

さらには、男女を問わず労働者の就業形態は、より多様化してきており、実態を把握し、それぞれに応じた適正な労働条件や雇用条件の確保に努めるとともに、事実上生じている男女間の格差を解消する取組やあらゆるハラスメントの根絶に向けた防止対策が必要です。

推進項目

- ①雇用分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進
 - ・関係機関と連携し、男女雇用機会均等法等の周知啓発に努め、だれもがその能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を推進します。
- ②あらゆるハラスメント防止・対策の促進
 - ・職業生活におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた啓発や、情報提供を行います。
- ③多様な就労形態に合わせた労働条件の整備
 - ・多様な働き方に応じた就業環境の整備や、就業に向けた情報提供や支援制度の充実を図ります。
- ④女性の就業分野拡大の推進
 - ・関係機関と連携し、様々な分野への雇用の促進や再就職支援に関する情報提供を行います。

▶職場において、女性に対する仕事の内容や待遇面で感じたこと



重点目標3 職業生活における女性の活躍推進

現状

人口減少、少子高齢化が進む中、出産や育児のために離職せざるを得ない女性も多く、また離職後の再就職についても難しい状況が見られます。さらには男女を問わず、介護による離職も増加傾向にあります。

女性が自分の能力を十分に発揮し働き続けるためには、それぞれの就業形態に対応した雇用管理の改善や休暇制度の充実、短時間勤務やテレワーク等多様な働き方を可能とする労働環境の整備が求められます。

本市においては、女性活躍等に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業所・団体等を認証し、その活動を支援する「新居浜市女性活躍等推進事業所認証制度」を設置し、市全体で女性活躍の推進に取り組んでいます。

課題

女性が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）等への取組を企業に働きかけるとともに、新居浜市女性活躍等推進事業所の認証数の拡大、男性の意識改革や男性中心の労働形態の職場環境の改善など、女性の活躍推進に積極的に取り組む必要があります。

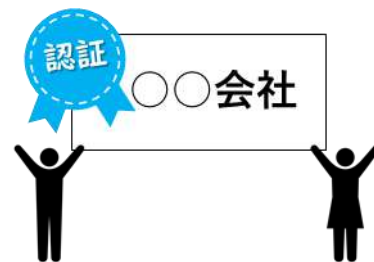
推進項目

①事業所における女性活躍推進に向けた取組の促進

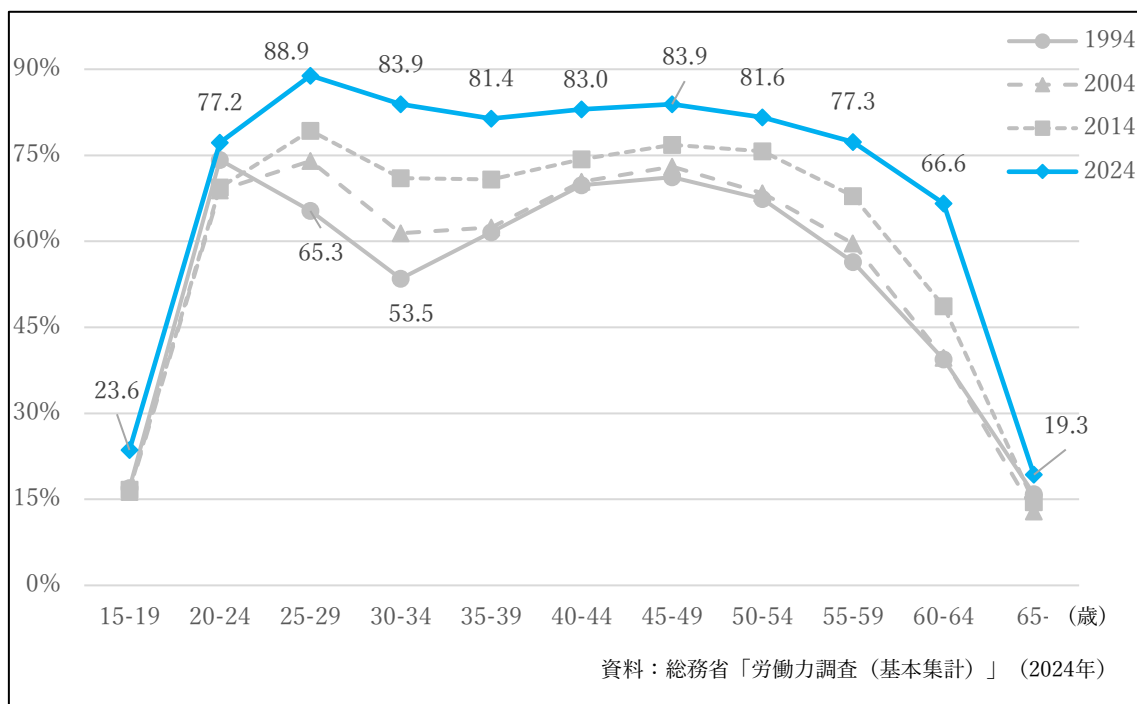
- ・新居浜市女性活躍等推進事業所の認証数を拡大し、女性活躍を推進する機運醸成を図ります。

②職場の意識と職場風土の改革促進

- ・国や県の事業と連携を図りながら、男性の意識改革や女性活躍を推進する職場環境づくりなど、意識啓発に努めます。



▶女性の年齢階級別労働力率の推移



重点目標4 農林水産・商工自営業における男女共同参画の推進

現状

農林水産や商工自営業の携わる女性は、生産や経営の担い手として、また生活の運営や地域社会の維持・活性化にも大きく貢献しており、女性の役割の重要性が益々高まっています。

しかし、いまだ固定的性別役割分担意識が根強く残っているために、仕事と家庭生活の区別が不明確であり、また、経営の方針決定における女性の参画状況は低い状況にあるなど、経済的地位や社会的地位が得られていないのが現状です。

課題

人口減少や少子高齢化による担い手の減少を防ぐためにも、労働条件の明確化を図り、家族経営協定の締結を進めるなど、ともにそれぞれの持てる力を十分に発揮し、評価され、女性の意見が生産や経営の場に反映されるように、意識改革の促進と就労環境の向上に努める必要があります。

また、育児・介護・家事などの負担軽減による働きやすい環境整備や、農林水産業、商工自営業におけるワーク・ライフ・バランスの促進など、意識と行動改革を更に進める必要があります。

推進項目

- ①女性が働きやすい職場環境づくりの促進
 - ・ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働環境の整備に努めます。
- ②家族間の役割に関する意識改革と方針決定の場への参画
 - ・固定的性別役割分担意識や慣行を是正し、女性の労働が正しく評価されるよう、女性が活躍しやすい環境整備を促進します。

主要課題Ⅴ 男女共同参画の家庭・地域づくり

基本方向

新居浜市男女共同参画推進条例の基本理念に「男女が家族の一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と家庭以外の地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるように配慮されること」「男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会及び国内における取組と協調して行われること」とあります。

地域社会を豊かなものとするためには、市民一人ひとりにとって最も身近な生活の場である家庭、地域において、男女が共に参画できる条件整備を進め、地域社会への貢献を進める必要があります。

さらに、頻発する大規模災害の経験を踏まえ、男女共同参画による視点の取組が必要となっています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）「ジェンダーを平等にしよう」の達成に向け、国際社会と協調して取り組む必要があります。

重点目標1 家庭・地域における男女共同参画の持続・促進

現状

市民意識調査の、「社会活動の参加」について、全体では約4割が参加していると回答し、活動内容としては、「自治会・PTA」や「趣味・学習・スポーツ」が上位となっています。一方で、参加していない人は約6割を占め、理由は「きっかけがない」や「仕事が忙しい」が上位となっています。社会活動に参加する場合、役職等に就きたいと回答した人について、男性は約8%、女性は約4%と低くなっています。

また、少子化、未婚・単身世帯が増加している中、結婚観について約75%の人が「結婚することは幸せである」と回答している一方、半数以上の人が「異性と知り合うゆとりや機会が少ない社会環境である」と回答しています。

課題

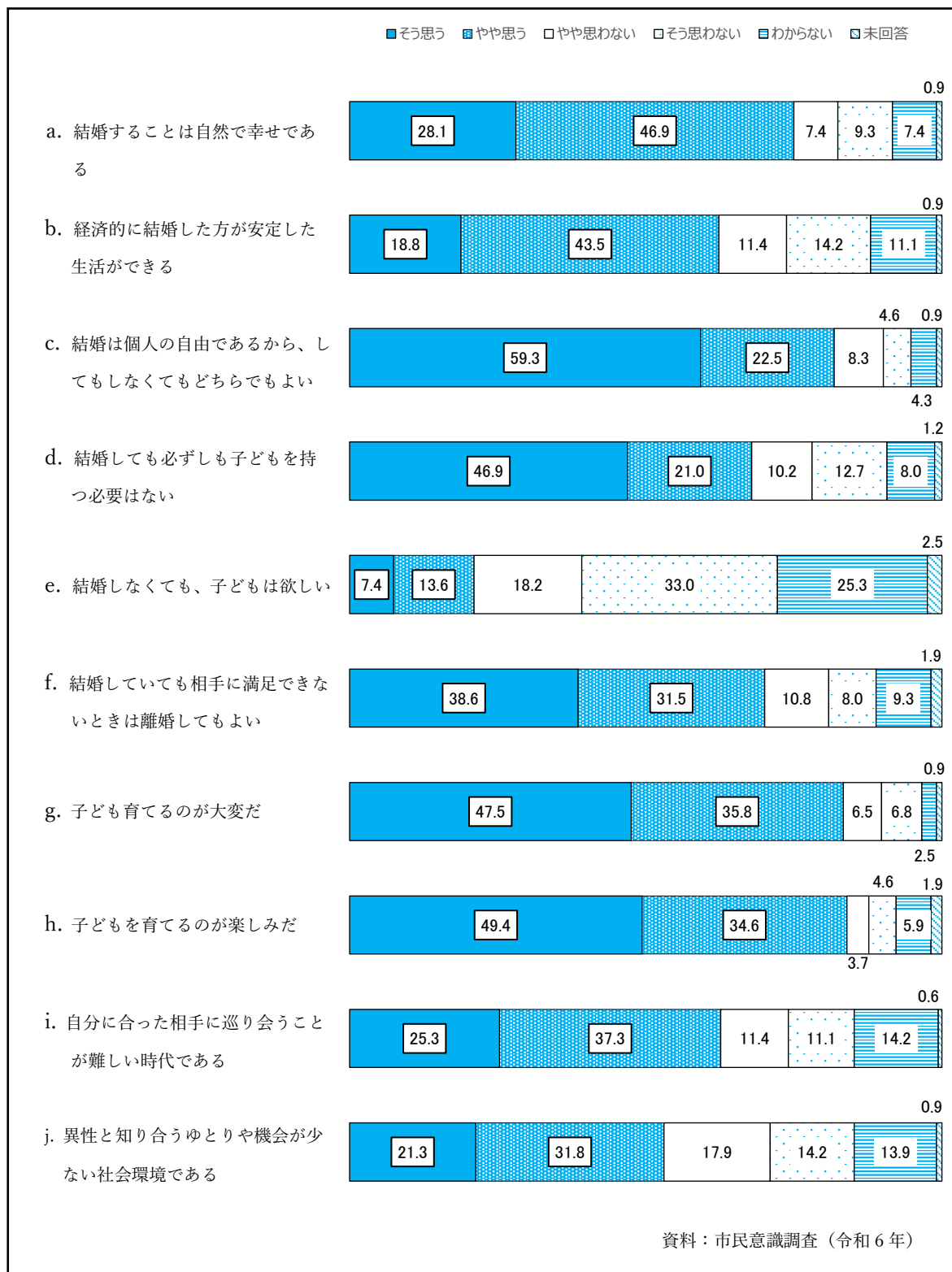
身近な暮らしの場において、自治会やPTA等市民活動、地域活動の役員等意思決定の場への女性の参画が少ない現状にあります。豊かで活力ある地域を作るために、固定的性別役割分担意識等やアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）を解消し、より多くの女性が参画、運営できるよう環境を整えるとともに、地域の女性リーダーを育成することが必要です。

また、地域を活性化、持続するために、男女の出会いの場を増やし、地域を育てていくことが必要です。

推進項目

- ①家庭・地域における男女共同参画の促進
 - ・家庭生活をともに支える学習会等を開催します。
 - ・市民活動、地域活動への男女共同参画を支援します。
- ②女性リーダーの育成と情報提供の充実
 - ・地域活動を支える女性リーダーを育成します。
- ③ボランティア活動等市民活動・地域活動への参加促進
 - ・市民活動、地域活動の参加を促進します。
- ④婚活支援の推進
 - ・縁結びサポートセンターを充実し、男女の出会いの場を創出します。

▶結婚観について



重点目標２ 男女共同参画の視点に立った地域防災づくり

現状

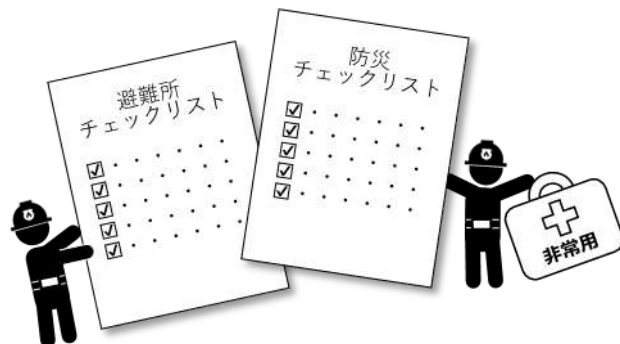
市民意識調査では、防災活動に関して男女共同参画を推進していくために必要なこととして、被災者相談体制、防災会議、避難所設備、避難所運営、災害復旧・復興対策計画に関する項目が上位を占め、それぞれが６割を超える結果となっています。また、参加している社会活動として「防災・防犯活動」と回答した割合は、男性の方が高くなっています。

課題

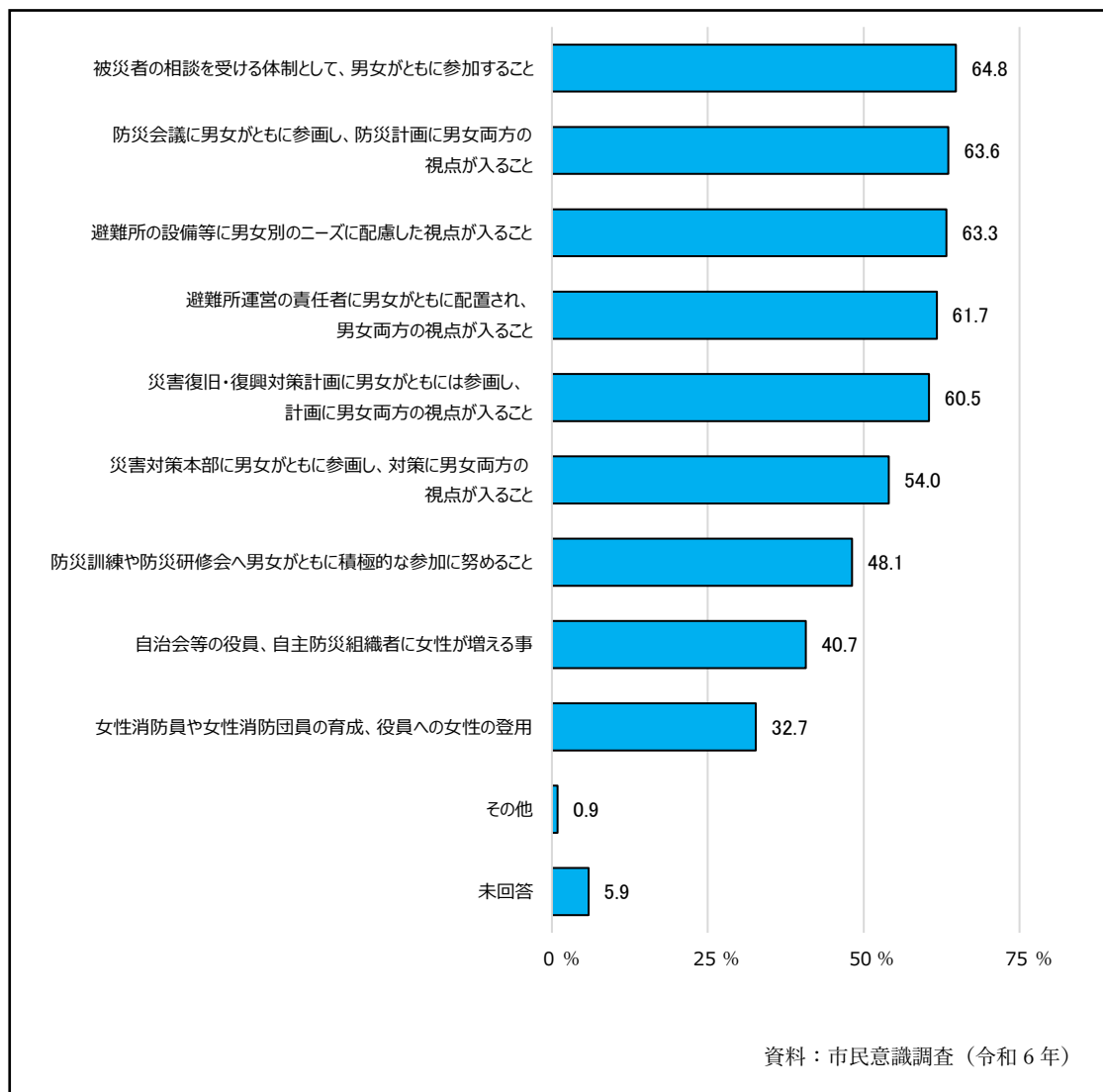
近年各地で地震や集中豪雨などの自然災害が頻発する中、男女共同参画の視点による防災・復興計画、避難所等防災体制づくりを進め、社会的要因による災害時の困難を最小限にすることが必要です。また女性も主体的に役割を担えるよう、女性の地域防災リーダーの育成を推進する必要があります。

推進項目

- ①防災に関する計画・方針の男女共同参画
 - ・地域防災計画等、男女共同参画による計画・方針を推進します。
- ②あらゆる人のニーズに配慮した避難所の設置・運営
 - ・避難所の設置、運営について女性等の視点を反映します。
- ③地域防災リーダーの育成
 - ・女性防災士の増員、育成及びネットワーク化により、防災体制の強化を図ります。



▶防災（災害復興も含む）活動に関して男女共同参画を推進していくために必要なことについて



重点目標3 国際理解・交流の推進

現状

国際的には2025年の世界経済フォーラムにおけるジェンダーギャップ指数（男女平等指数）（※3）について、日本は148か国中118位といまだに低い状況にあります。

本市では国際交流協会内に外国人窓口を設置し、外国人に対して生活支援や相談体制の充実を図っています。

課題

男女共同参画社会基本法及び新居浜市男女共同参画計画では、男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と協調して行うこととしています。男女共同参画に関する国際動向への関心を高め、世界の動向や理解を深めていく必要があります。

また、本市も多く外国人が生活していることから、世界各国の人々の考え方や文化の理解を深める交流を通し、多様な価値観を共有することが重要です。

推進項目

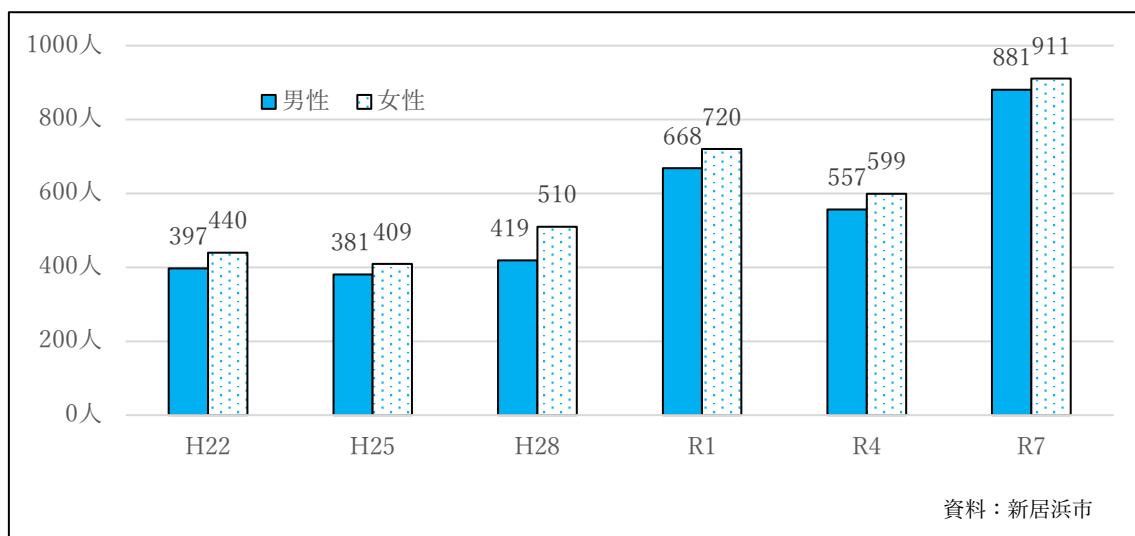
①国際理解のための学習機会等の充実

- ・諸外国の女性問題に関する資料の収集と情報の提供をします。

②国際交流活動等の推進

- ・交流団体の活動を支援します。
- ・在住外国人の生活等に関する相談体制を充実します。

▶新居浜市在住外国人の推移



(※3) ジェンダーギャップ指数

「世界経済フォーラム」(WEF)が毎年公表しているもので、「経済」「教育」「健康」「政治」の4分野14項目における男女格差の状況を数値化したものであり、日本では特に「政治」「経済」の分野が低くなっています。

主要課題Ⅵ いきいき暮らせる社会づくり

基本方向

新居浜市男女共同参画推進条例の基本理念に「男女が家族の一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と家庭以外の地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるよう配慮されること」「生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること」とあります。

医療技術の進歩や生活水準の向上などにより高齢社会が進行し、障がいについては多様化・複雑化するなか、身体的、精神的に安らかな状態で過ごせるよう、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むことが重要となっています。それぞれの福祉制度の持続可能を確保しつつ、能力に応じ自立した日常生活の営みを可能としていくこと、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援していくことが必要です。

また、子育てを取り巻く環境の変化により育児不安を抱える家庭やひとり親家庭が増加しており、子育てに伴う不安や負担が軽減する様々なニーズに対応した支援が必要です。

生涯を通じ心身ともに健康でいきいきとした暮らしは、男女共同参画社会づくりを推進していくうえで大切なことです。全ての人の家庭・職場・地域のバランスのとれた様々な生き方に沿い、SDGs（持続可能な開発目標）の目標の一つであるジェンダー平等の実現に取り組む、安心して暮らせる社会づくりを目指します。

重点目標1 生涯にわたる健康づくり

現状

生活習慣の多様化により、疾病構造が変化し生活習慣病の割合が増加するとともに、高齢化に伴う機能の低下もみられます。また、それぞれのライフステージにおける様々な要因から、うつ病などの心の病の増加が見られます。

新居浜市国保疾病分類統計によると、生活習慣病の治療者は年齢とともに増加しています。保健センターの市民アンケートによると、男性では 24.0%、女性では 27.9%の人がストレスが多いと感じています。

課題

生涯を通じて心身とも健康でいきいきと暮らしていくことは、男女共同参画社会づくりを推進していくうえでとても重要なことです。

そのためには、一人ひとりが普段の生活で健康管理を適切に行い、健診を活用して予防し、重症化を防ぐことが大切です。さらに、食生活の改善や運動習慣の定着等は、生活習慣病の改善に繋がることから、地域や家庭で実践することが重要です。

また、心の健康を保つには、メンタルヘルスの重要性の周知啓発や個別相談等のストレス対策やうつ病対策に取り組む必要があります。

全ての人が安心して暮らしていくためには、社会全体で市民の健康を支え、認識を深める必要があります。

推進項目

①体力づくりの推進

- ・地域での軽スポーツを奨励し、市民への周知・普及に努めます。

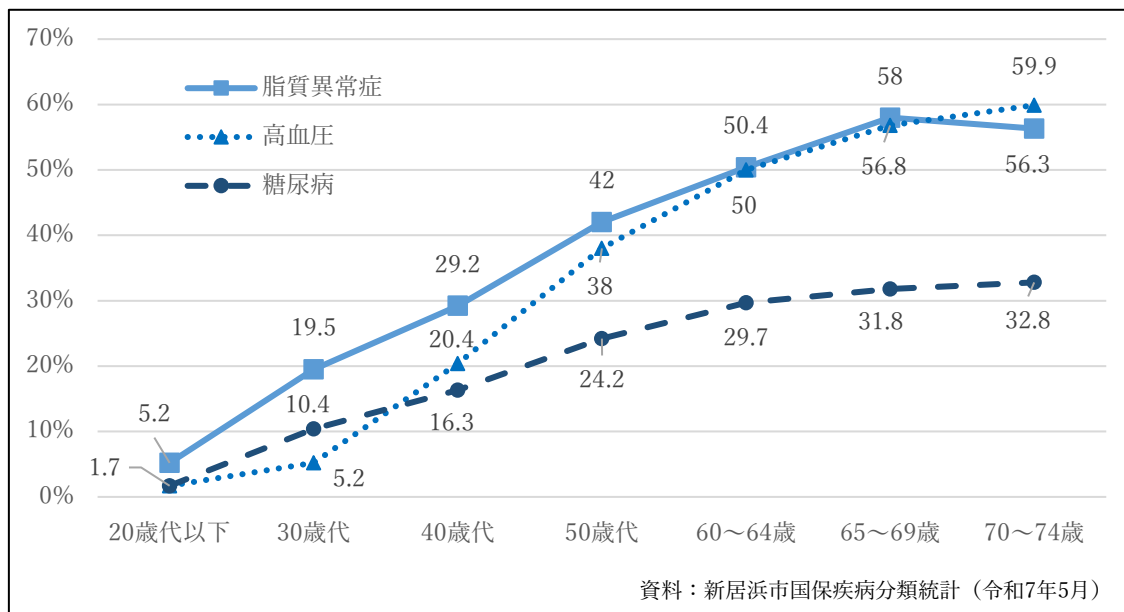
②心の健康づくりの推進

- ・メンタルヘルスの重要性を周知し、専門家によるカウンセリングの充実に努めます。

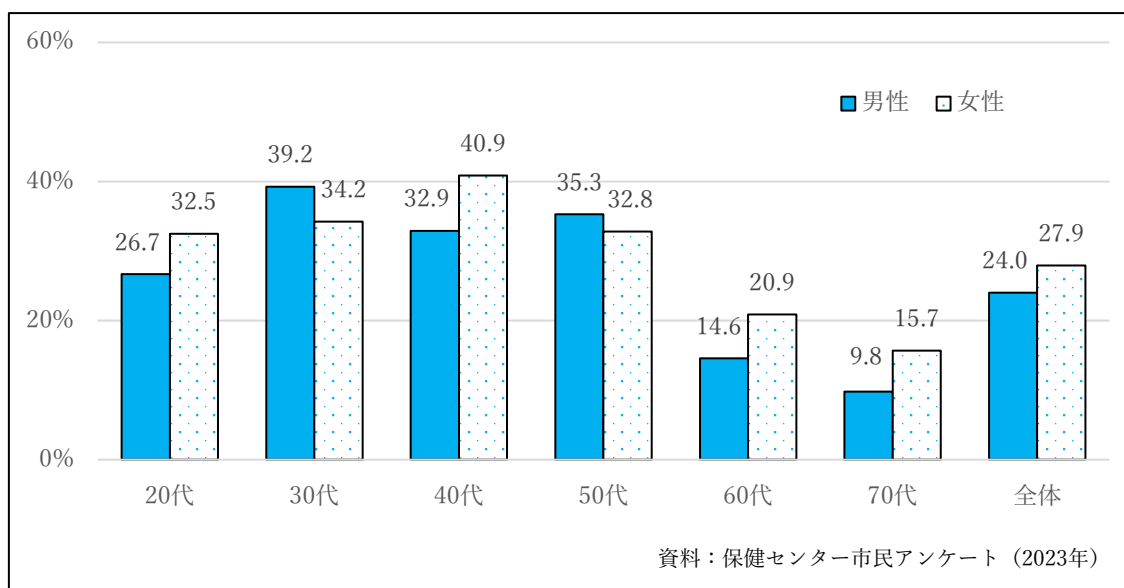
③食育を通じた健康づくりの推進

- ・食育の推進と、健康相談、栄養相談等を実施し、自己管理と健康の保持増進に繋げるよう努めます。

▶年代別基礎疾患の状況



▶ストレスが多いと感じている人の割合



重点目標2 安心安全に暮らせる環境づくり

現状

生活困窮をはじめとして、生活上の困難な問題を抱える人は、就労困難、家庭破綻、健康上等の問題など様々な要因が絡み合っており、特に女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多く、これらの問題は、コロナ禍以降顕在化しています。

また、少子高齢化など社会環境の変化に伴う高齢者のみの家庭をはじめ、ひとり親の家庭等の増加や障がい者の複雑化が進むなか、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに公的な支援制度が整備され支援の充実が図られてきました。しかし、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数の課題を抱え（例えば、介護と育児に同時に直面する世帯や、障がいを持つ子と要介護の親の世帯）、複合的な支援を必要とするといった状況が見られます。

課題

生活上の困難な問題を抱える人への支援については、社会的孤立状態に陥ることのないよう、置かれた状況を的確に把握するとともに、きめ細やかな支援が必要です。

また、少子化対策の推進には、結婚、妊娠・出産、子育て、教育、仕事と各段階に応じた支援に加え、育児をしやすい社会を構築するために社会全体で取り組む必要があります。さらに、ひとり親家庭の貧困については家事や子育てと両立可能な就業・再就職や経済等様々な支援が必要です。

高齢者が健康を維持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されることが重要です。

障がい者に対しては、就労などの社会参加に向けた自立支援の充実、さらに、早期対策による障がいの軽減や生活能力の向上を図り将来の社会参加へつなげていく等、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな支援が必要です。

その中で、全ての人が住み慣れた地域で生活の楽しみや生きがいを見出し、安心してその人らしい生活を送るために、社会全体で取り組むことが重要です。

推進項目

① 貧困など生活上の困難に対する支援

- ・ 関係機関と連携し、自立に向けた相談支援や利用しやすい相談体制の強化に努めます。

② 子育て環境の充実

- ・ 子育て支援体制やひとり親家庭の生活安定のための支援施策に取り組みます。

③高齢者への支援の充実

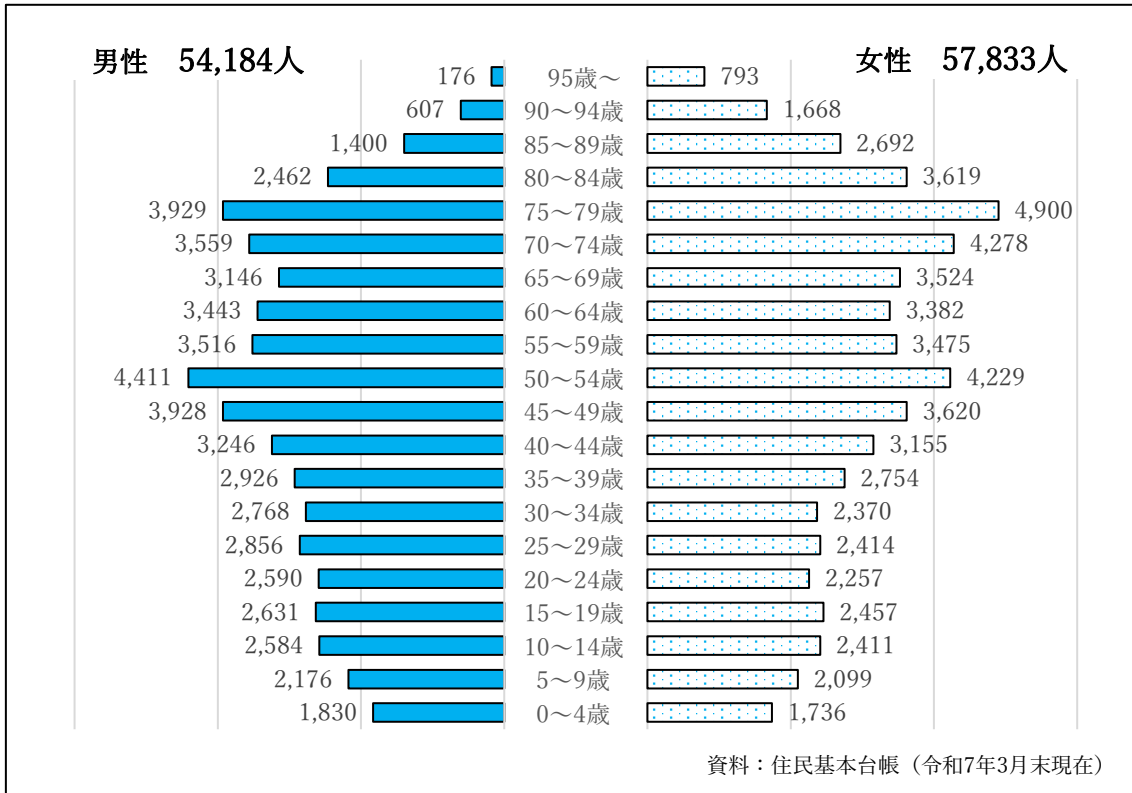
- ・高齢者が安心して暮らせるよう介護サービスの周知と自立支援、生きがい対策の充実に努めます。

④障がい者への支援の充実

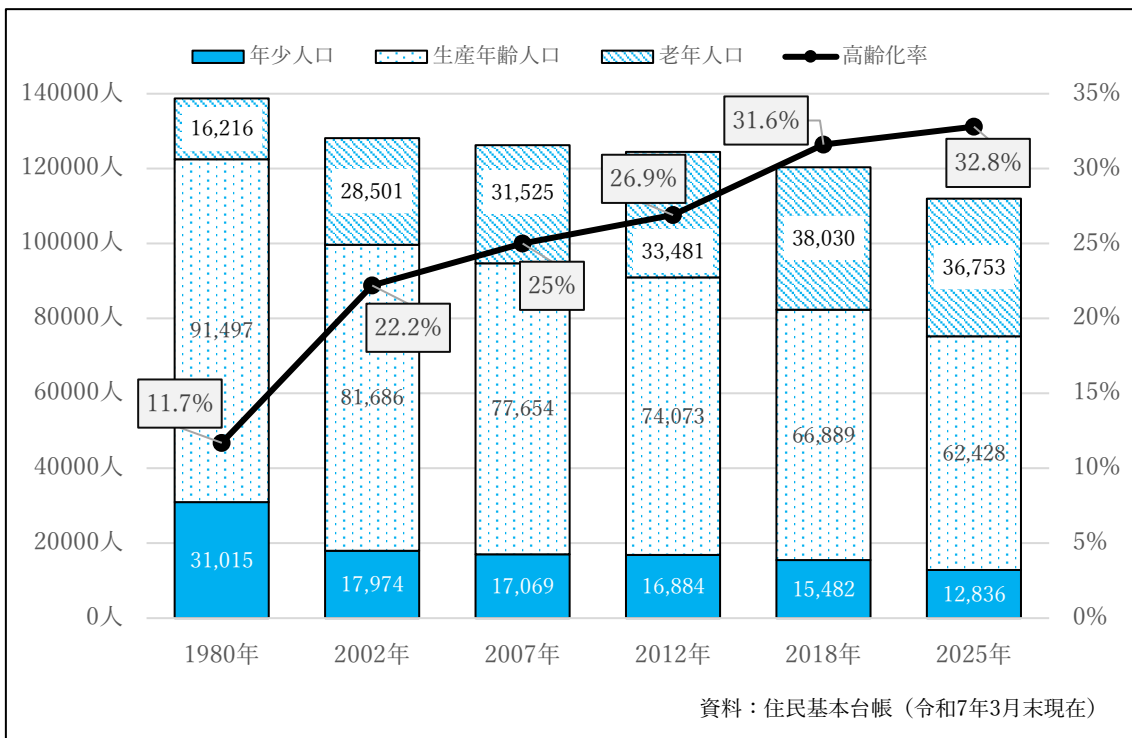
- ・障がい者が安心して暮らせるよう福祉サービスの周知と自立支援、生きがい対策の充実に努めます。



▶新居浜市 5 歳階級別人口ピラミッド



▶年齢 3 区分別人口と高齢化率の推移



第 3 章

計画の具体的施策

主要課題 I	ひとりひとりの人権を尊重する社会づくり
主要課題 II	男女共同参画の意識づくり
主要課題 III	ひとりひとりの能力が発揮できるまちづくり
主要課題 IV	ともに働きやすい環境づくり
主要課題 V	男女共同参画の家庭・地域づくり
主要課題 VI	いきいき暮らせる社会づくり

主要課題Ⅰ ひとりひとりの人権を尊重する社会づくり

推進項目	市民・団体・企業等の役割	行政の役割	担当課所
重点目標１ 性や生命の理解と尊重（P16）			
①生涯を通じた男女の健康支援	健康教育の認識の推進 ・学習機会への主体的な参加	生涯を通じた男女の健康支援に関する認識を深める学習機会の充実	男女参画・市民相談課 保健センター 社会教育課
		女性特有の病気（子宮がん、乳がん、骨粗鬆症など）に対する正しい知識の普及と検診・相談体制の充実	保健センター
②性に関する教育の推進	性教育の認識の推進 ・学習機会への主体的な参加	家庭や地域等における適切な性教育と健康教育の推進	保健センター
		学校等における適切な性教育と健康教育の推進	学校教育課
③生命・健康を脅かす問題についての対策の推進	HIV/エイズや性感染症の健康被害（生殖機能や胎児に影響を及ぼすもの）に関する知識の習得 薬物乱用等を許さない社会環境づくりの推進 人身売買等の問題に関する知識の習得	HIV/エイズや性感染症の健康被害（生殖機能や胎児に影響を及ぼすもの）に関する情報提供	保健センター
		薬物乱用、喫煙、飲酒等に関する情報提供と対策の推進	保健センター 学校教育課
		人身売買等の問題に関する広報活動等の推進	男女参画・市民相談課
重点目標２ あらゆる暴力等の根絶（P17）			
①暴力防止に向けた啓発活動の推進	あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進	あらゆる暴力等の根絶に向けての社会的認識の徹底	男女参画・市民相談課 こども未来課 人権教育課（人権擁護課）
	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策に向けて積極的な取組	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進 ・情報提供、周知徹底	男女参画・市民相談課 産業振興課
②関係機関との連携強化	暴力等を許さない社会環境づくりの推進	新居浜市配偶者暴力相談支援センターを中心とした暴力防止への関係各機関との連携強化	男女参画・市民相談課 こども未来課 人権教育課（人権擁護課）
③被害者への相談支援の充実	暴力の被害者等への支援活動 緊急一時保護体制についての認識	相談窓口の充実と専門カウンセラーの育成	男女参画・市民相談課 こども未来課
		被害者の救済、支援のための関係各機関等との連携システムの拡充	男女参画・市民相談課 こども未来課
		支援団体等への情報提供と支援	男女参画・市民相談課 こども未来課
		緊急一時保護体制の充実と自立に向けての支援	男女参画・市民相談課 こども未来課
重点目標３ メディアにおける人権の尊重（P19）			
①男女平等の視点からの表現の啓発促進	メディアの重要性とその影響力についての認識強化と「性の商品化」等の防止活動の推進	メディアの送り手等に対する協力要請 ・ジェンダーの再構築の防止、一人ひとりの人権尊重や暴力表現等に対しての配慮への働きかけ	男女参画・市民相談課
	あらゆるメディアにおける人権尊重の視点の養成	一人ひとりの人権を尊重した表現の啓発活動の推進 ・メディアと表現についての学習機会の提供	男女参画・市民相談課
		一人ひとりの人権を尊重した表現の促進 ・公的機関の作成する広報、出版物等における性にとらわれない表現の促進	男女参画・市民相談課 シティプロモーション推進課
②情報活用能力の向上	情報活用能力への理解と実践の推進	情報活用能力向上のための学習機会の提供	男女参画・市民相談課 社会教育課 学校教育課

主要課題Ⅱ ひとりひとりの人権を尊重する社会づくり

推進項目	市民・団体・企業等の役割	行政の役割	担当課所
重点目標１ 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進（P21）			
①現行の社会制度・慣行の見直し、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消	男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行等の見直し	男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行等の見直しの推進	男女参画・市民相談課
		男女共同参画に関わる情報の収集及び提供	男女参画・市民相談課
		男女共同参画に関わる法令等の周知の推進	男女参画・市民相談課
	男女共同参画意識の定着に向けての学習の推進 ・講演会等への積極的な参加	男女共同参画意識の定着に向けての広報、啓発活動等の充実 ・男女共同参画週間等に合わせた啓発活動の実施 ・講演会等の開催	男女参画・市民相談課
	男女共同参画の視点に立った家庭、地域環境づくり ・家庭、地域での慣習や諸行事の見直し	男女共同参画の視点に立った家庭、地域環境づくりの啓発活動の実施	男女参画・市民相談課
	男女共同参画社会の実現に向けた家庭、地域等への意識啓発及び参加の促進	固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた啓発活動の実施 ・男女問わず参加できる学習機会の提供 ・企業等への啓発活動の推進と参加促進 ・家事、育児、介護等の学習機会の提供	男女参画・市民相談課 産業振興課 こども未来課 地域包括支援センター 保健センター
②様々なメディアによる広報啓発活動の推進	様々な機会をとらえた広報啓発活動への参加推進	様々なメディアを活用した広報啓発活動の推進 ・市政だよりやインターネット等を活用した広報啓発の実施 ・男女共同参画社会の形成についての、わかりやすい広報啓発	男女参画・市民相談課 シティプロモーション推進課
		新居浜市女性連合協議会など各種団体、企業等との連携による広報啓発活動の推進と支援	男女参画・市民相談課 産業振興課
③男女共同参画に関する学習活動の推進	男女共同参画に関する学習会等への参加と主体的な学習活動の推進	男女共同参画に関する学習機会の提供	男女参画・市民相談課
		新居浜市女性連合協議会など各種団体や企業等への情報提供や学習活動等への支援	男女参画・市民相談課
重点目標２ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進（P24）			
①保育・教育現場における男女平等教育の推進	男女平等意識の育成を重視した教育等の推進	教育関係者への男女共同参画社会や女性問題に関する学習研修会等の実施	こども保育課 学校教育課
		幼少期からの男女平等意識の育成に重視した保育、教育の推進	こども保育課 学校教育課
		個人の生き方、能力、適性を重視した進路決定・職業選択の推進	個人の生き方、能力、適性を重視した進路決定や職業選択が行える環境整備
②家庭・地域における男女共同参画の推進	家庭・地域での男女共同参画の意識啓発の推進 ・男女の固定的性別役割分担意識の是正 ・各年代に応じた男女共同参画社会意識の形成 男女共同参画社会をめざした生涯学習への参加	幼少期からの男女平等の視点に基づく子育て推進のための学習会の実施や講座の開設	男女参画・市民相談課 こども未来課
		若者や高齢者など、各世代に応じた男女共同参画に関する意識啓発や学習機会の提供	保健センター 介護福祉課
		男女の固定的性別役割分担意識の是正のための啓発活動の推進	社会教育課 地域コミュニティ課
		男女共同参画社会をめざした生涯学習機会の提供と参加促進	男女参画・市民相談課 社会教育課

主要課題Ⅲ ひとりひとりの能力が発揮できるまちづくり

推進項目	市民・団体・企業等の役割	行政の役割	担当課所
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（P28）			
①政策・方針決定、審議会等への女性の登用拡大（ポジティブ・アクション＝積極的改善措置）	審議会等公募委員への参画	女性の参画率50%の目標値達成 ・参画状況等の公表	各種審議会等所管課
		参画に関する調査・研究の実施	各種審議会等所管課
		条例、要綱等の見直し、公募枠の拡大等、女性の登用の促進 ・審議会等委員公募に関する情報提供	各種審議会等所管課
	自治会、PTA、地域活動等各種団体組織への役員就任	自治会、PTA、地域活動等各種団体組織への役員就任呼びかけ	地域コミュニティ課 社会教育課 学校教育課
②女性の積極的な採用・登用の促進	女性の積極的な採用・登用・職域拡大の推進	女性職員の積極的な採用、登用、職域拡大の推進	人事課
	女性の管理的部門等への登用の拡大	女性職員の管理的部門等への登用の拡大	人事課
	女性の管理的部門等への登用をめざした研修等の開催	女性職員の管理的部門等への登用を目指した能力開発 ・研修等の充実	人事課
③審議会等委員に登用できる人材の育成	人材育成を進めるための条件等の整備 ・研修機会等への参加	各方面で活躍する女性リーダーを育成する研修機会等の提供	男女参画・市民相談課
	人材リストの充実のための情報提供	人材リストの充実と積極的な活用	男女参画・市民相談課
重点目標2 女性の能力開発（エンパワメント）の支援（P30）			
①女性の活躍推進の支援	女性の活躍推進のための情報と技術の習得	就職、再就職支援のための講座等の開催と情報提供	男女参画・市民相談課 産業振興課
		女性の経済的自立支援のための情報提供等	男女参画・市民相談課 産業振興課
		女性の就業相談の充実	男女参画・市民相談課 産業振興課
	個人または団体のネットワークづくり	ネットワーク活動への支援	男女参画・市民相談課
②女性総合センターの充実	女性総合センターの利用促進と利用者組織の充実	女性総合センターの利用促進や利用者組織の支援	男女参画・市民相談課
	各種団体、グループ等の自主的な学習会の開催	各種団体、グループ等の学習会等開催の支援と情報収集や発信	男女参画・市民相談課
		関係施設との機能連携	男女参画・市民相談課

主要課題Ⅳ

ともに働きやすい環境づくり

推進項目	市民・団体・企業等の役割	行政の役割	担当課所
重点目標１ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進（P33）			
①職場、家庭、地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに関する情報収集及び実践に向けての意識改革	ワーク・ライフ・バランスの推進 ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報収集及び提供 ・講演会、研修会等の開催 ・働き方改革の普及、促進	男女参画・市民相談課
		職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報収集及び提供 ・講演会、研修会等の開催 ・働き方改革の普及、促進	人事課
		雇用主及び就労者に対するワーク・ライフ・バランスの推進 ・企業へのワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 ・働き方改革の普及、促進	産業振興課
		市民からのワーク・ライフ・バランスに関する相談体制の整備や情報提供	男女参画・市民相談課 介護福祉課 子育て支援課 保健センター
	新居浜市働き方改革推進企業認定制度に向けた取組の実施	新居浜市働き方改革推進企業認定制度の周知と認定企業の促進	産業振興課
重点目標２ 雇用の分野における男女均等な環境整備（P35）			
①雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進	労働者自身の職業意識の向上及び情報収集	男女平等の意識の啓発 ・雇用問題に関する情報収集と提供 ・研修、学習機会の充実 ・就業状況に関する情報収集と提供	男女参画・市民相談課 産業振興課
	男女雇用機会均等法等の法令の順守	男女雇用機会均等法等の周知啓発	産業振興課
	健康管理の支援及び母性保護制度の周知徹底	働く女性の母性保護と健康管理の促進	保健センター
②あらゆるハラスメント防止・対策の促進	セクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメント防止のための環境整備 ・相談、苦情への迅速かつ適切な対応	セクシュアル・ハラスメントなど、職業生活におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた啓発及び環境整備の促進	産業振興課
③多様な就労形態に合わせた労働条件の整備	仕事と育児・介護等の両立に向けた職場環境の充実	仕事と育児・介護等の両立支援の促進	男女参画・市民相談課 産業振興課
	再雇用、再就職に対する職場環境の整備	再雇用、再就職に向けた情報、学習機会の提供	男女参画・市民相談課 産業振興課
	多様な働き方（テレワーク、短時間勤務、ワークシェアリング等）に応じた就業環境の整備	テレワーク等多様な働き方に関する情報収集と提供	男女参画・市民相談課 産業振興課
		多様な就業形態に対する支援	男女参画・市民相談課 産業振興課
④女性の就業分野拡大の推進	女性の就業分野の拡大	性別にとらわれない女性の就業分野の拡大	男女参画・市民相談課 産業振興課
		女性職員の職域の拡大	人事課

推進項目	市民・団体・企業等の役割	行政の役割	担当課所
重点目標3 職業生活における女性の活躍推進（P37）			
①事業所における女性活躍推進に向けた取組の促進	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定及び、自主目標設定など企業に応じた計画的な取組の推進	女性活躍推進法の周知及び女性活躍推進に向けた取組の支援	男女参画・市民相談課 産業振興課
	新居浜市女性活躍等推進事業所認証への取組の実施	新居浜市女性活躍等推進事業所認証制度の周知と認証企業の促進	男女参画・市民相談課
②職場の意識と職場風土の改革促進	男性の意識改革や女性活躍を推進する職場環境づくりの実施 ・長時間労働の是正 ・男性の育児や介護のための休暇取得促進	男性の意識改革や女性活躍を推進する職場環境づくりの促進	男女参画・市民相談課 産業振興課
重点目標4 農林水産・商工自営業における男女共同参画の推進（P39）			
①女性が働きやすい職場環境づくりの促進	女性の就労環境の向上 ・固定的性別役割分担意識や慣行の見直し ・農林水産、商工自営業における生産活動と家庭生活のパートナーシップの確立 ・地域の意識改革と環境整備の推進	女性の就労環境の整備促進 ・固定的性別役割分担意識や慣行の是正・啓発 ・ともに参加しやすい体制づくりの推進	産業振興課 農林水産課
②家族間の役割に関する意識改革と方針決定の場への参画	農山漁村男女共同参画推進指針の周知 ・生産活動と家庭生活の境界線の明確化 ・家族経営協定の促進	農山漁村男女共同参画推進指針の周知の推進 ・労働力を正しく評価した家族経営協定締結の促進	農林水産課
	各種委員会等、女性の登用の拡大	農業委員、商工団体、農協・漁協等女性の登用の拡大	農業委員会 産業振興課 農林水産課

主要課題Ⅴ 男女共同参画の家庭・地域づくり

推進項目	市民・団体・企業等の役割	行政の役割	担当課所
重点目標１ 家庭・地域における男女共同参画の持続・促進（P41）			
①家庭・地域における男女共同参画の促進	地域で開催される学習会、行事への積極的参加	男女がともに地域行事に参加するための支援	男女参画・市民相談課 社会教育課
		男女がともに参加する家事・育児・介護教室の開催	男女参画・市民相談課 こども未来課 介護福祉課
		男女で取り組む消費生活活動に対する啓発	地域コミュニティ課
		男女共同参画フォーラム、講演会等の開催	男女参画・市民相談課
②女性リーダーの育成と情報提供の充実	女性リーダーの活動の場を提供	地域活動を支える女性リーダーの育成、情報提供	男女参画・市民相談課
③ボランティア活動等市民活動・地域活動の参加促進	ボランティア休暇制度の導入活用	ボランティア休暇制度の活用の促進（市役所職員）	人事課
	ボランティア活動等への参加情報の収集	ボランティア活動に関する情報提供及びマッチングの推進	地域コミュニティ課
	地域活動への参加	性別、世代を超えた地域活動への参加促進自治会への加入促進	社会教育課 地域コミュニティ課
④婚活支援の推進	独身男女の出会いのサポート	縁結びサポートセンターの充実	男女参画・市民相談課
		男女の出会いの場の創出	男女参画・市民相談課
重点目標２ 男女共同参画の視点に立った地域防災づくり（P43）			
①防災に関する計画・方針の男女共同参画	地域防災計画への参画	地域防災計画等防災計画の男女共同参画推進	危機管理課
②あらゆる人のニーズに配慮した避難所の設置・運営	避難所設置・運営への男女の参画	避難所の設置、運営について女性等の視点の反映	危機管理課
③地域防災リーダーの育成	防災士への参加	女性防災士の増員、育成及びネットワーク化	危機管理課
重点目標３ 国際理解・交流の推進（P45）			
①国際理解のための学習機会等の充実	国際的な男女問題等に対する理解の促進	国際的な男女問題等に関する情報収集と提供	地域コミュニティ課
	女性の国際理解や国際的視野を広めるための知識等の習得の促進	国際的な視野に立って活動できる人材の育成と活用	地域コミュニティ課
②国際交流活動等の推進	国際交流事業への協力、参加	国際交流協会の活動への支援	地域コミュニティ課
	在住外国人の生活等に関する支援活動及び交流事業への参加	在住外国人の生活等に関する相談体制の充実及び交流の促進	地域コミュニティ課

主要課題VI いきいき暮らせる社会づくり

推進項目	市民・団体・企業等の役割	行政の役割	担当課所
重点目標1 生涯にわたる健康づくり (P48)			
①体力づくりの推進	健康で自立した生活の促進 ・スポーツ・レクリエーション活動の推進	健康診査、地域での軽スポーツなどの奨励	保健センター スポーツ振興課
②心の健康づくりの推進	心の健康（悩み、ストレス） についてのカウンセリングの 利用と推進	メンタルヘルスの必要性と啓発	保健センター
		カウンセリング機能とメンタルヘルスに関する各種講座の充実	保健センター
③食育を通じた健康づくりの推進	生活習慣病対策の推進（食生活の見直し）	生活習慣病予防対策として、健康教室や料理教室などの開催による啓発及び指導	保健センター
重点目標2 安心安全に暮らせる環境づくり (P50)			
①貧困など生活上の困難に対する支援	情報収集、支援制度の活用	貧困など生活上の困難な問題を抱える人への自立支援	生活福祉課 男女参画・市民相談課
		ひとり親家庭への生活安定のための支援	こども未来課
		技術習得講習会の開催等、経済的自立の支援	こども未来課 産業振興課
	相談機関の活用	女性相談支援員、母子・父子自立支援員、民生児童委員の相談体制の充実	男女参画・市民相談課 こども未来課 地域福祉課
②子育て環境の充実	母子健康講座への積極的参加及び相談窓口の活用	母子健康講座の充実及び利用しやすい健康相談窓口の充実強化	保健センター こども未来課
	子育て支援制度の積極的利用	多様な保育ニーズに対応した保育サービス及び地域における子育て支援の充実	こども未来課 社会教育課 男女参画・市民相談課
		学童保育や保育所、一時保育等子育て支援体制の充実強化	こども保育課 学校教育課
	児童の健全育成のための環境整備	児童のための学校の余裕教室や公共施設の提供	学校教育課 社会教育課
		家族で参加できるイベント等の開催、参加の呼びかけ	男女参画・市民相談課
		不登校児とその家庭への対策として、教育支援センターの拡張と機能の充実	学校教育課
	児童虐待の早期発見に対する地域ぐるみの取組	児童虐待に迅速に対応できる体制の維持	こども未来課 男女参画・市民相談課
③高齢者への支援の充実	介護保険・年金・医療保険制度の学習や情報収集	介護保険・年金・医療保険制度の情報提供、意識啓発	介護福祉課 国保課 市民課
	公的サービスや近隣の援助を活用し、自立した生活への努力	介護保険適用外高齢者への自立支援	地域包括支援センター 保健センター
	就労、雇用に関する情報収集と積極的な社会参画	高齢者の就労、雇用の促進と情報提供	産業振興課
④障がい者への支援の充実	情報収集、支援制度の活用・施設福祉サービスの活用	障がい者（児）の自立支援の充実 福祉施設や福祉に関するサービス、制度に関する情報提供 特別支援教育の充実と一貫した支援の推進	地域福祉課 発達支援課 こども未来課 保健センター
	相談機関の活用	利用しやすい相談体制の充実、強化 障がいに関する啓発と相談機関の周知	地域福祉課 発達支援課
	ノーマライゼーション（※4）の理解	ノーマライゼーションの意識啓発	地域福祉課

（※4）ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のことです。

第4章

計画の推進

- 1 計画の推進体制の充実
- 2 市民・団体・企業等の役割

1 計画の推進体制の充実

男女共同参画社会の実現を目指して、この計画を着実に推進するためには、行政はもとより、市民・団体・企業等が一体となって取り組む必要があります。

このため、実効性がより高められるよう定期的に進捗状況を把握するとともに、評価を重視した体制を整備し、推進します。

男女共同参画の推進を行政だけでなく、市民、団体、企業等と協働して取り組みます。

▶ 庁内外推進体制の強化

- (1) この計画を効果的に進めるため、市民、団体、企業等の協力を得て、市民の意見を反映させるため、「新居浜市男女共同参画審議会」を開催し、計画の推進を図ります。
- (2) 「新居浜市男女共同参画施策推進連絡協議会」を充実させるとともに、全庁的課題として、関係部局との連携を図りながら、総合的かつ効果的な施策の展開を図ります。

▶ 国・県・関係機関との連携

この計画は、国・県・関係機関との連携を図りながら、推進します。

2 市民・団体・企業等の役割

男女共同参画社会づくりを推進するためには、行政の果たす役割と市民の各層が担うべき役割が重要です。

このため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる場で、市民一人ひとりが男女共同参画に向けた視点を持って、それぞれの立場で本計画の取組を実践することが必要です。

第 5 章

数值目標

数值目標

数値目標

本計画を具体的に推進するため、次の項目について数値目標を定めています。計画の中間見直しにあたって、最終目標値を以下のとおり見直します。

主要課題	項目	初期値 (基準年)	現況値 (中間年)	増減	目標値 (令和12年度)
Ⅰ ひとりひとりの人権を尊重する社会づくり	新居浜市配偶者暴力相談支援センター認知度	20.6% (令和元年度)	21.3% (令和6年度)	0.7%↑	25.0%
	DV防止啓発に関する講演会・勉強会への参加者数	-	53人 (令和6年度)	-	延べ400人 (令和8～12年度)
	がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳)の精密検査受診率	84.5% (平成30年度)	84.5% (令和4年度)	0%	100.0%
Ⅱ 男女共同参画の意識づくり	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	15.0% (令和元年度)	13.3% (令和6年度)	1.7%↓	18.0%
Ⅲ ひとりひとりの能力が発揮できるまちづくり	審議会等における女性の登用率	28.8% (令和2年度)	32.5% (令和6年度)	3.7%↑	50.0%
	新居浜市職員の副課長級以上女性管理職の割合	21.4% (令和2年度)	23.9% (令和6年度)	2.5%↑	30.0%
Ⅳ ともに働きやすい環境づくり	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現できていると思う人の割合	16.3% (令和元年度)	8.7% (令和6年度)	7.6%↓	17.0%
	新居浜市女性活躍等推進事業所認証数	12事業所 (令和元年度)	22事業所 (令和6年度)	10事業所↑	50事業所
Ⅴ 男女共同参画の家庭・地域づくり	女性防災士の資格取得者	121人 (令和元年度)	242人 (令和6年度)	121人↑	300人
	交流イベント等をきっかけとした成婚数	6組/年 (令和元年度)	5組/年 (令和6年度)	1組/年↓	10組/年
Ⅵ いきいき暮らせる社会づくり	家庭での育児の役割分担について男女平等に行っている人の割合	34.3% (令和元年度)	48.0% (令和6年度)	13.7%↑	60.0%
	家庭での介護の役割分担について男女平等に行っている人の割合	54.9% (令和元年度)	67.1% (令和6年度)	12.2%↑	75.0%

資料

- 1 男女共同参画行政のあゆみ
- 2 男女共同参画社会基本法
- 3 新居浜市男女共同参画推進条例
- 4 新居浜市男女共同参画審議会規則
- 5 新居浜市審議会等への女性の登用促進要綱
- 6 新居浜市DV対策連絡会議設置要綱
- 7 新居浜市女性活躍等推進事業所認証制度実施要綱
- 8 男女共同参画都市宣言

男女共同参画行政のあゆみ

年	世界（国連）	日 本	愛 媛 県	新居浜市
1975 昭和50年	・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）開催 ・「世界行動計画」「メキシコ宣言」採択 ・国連総会で1976～1985年を「国連婦人の10年」と決定	・内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」開催 ・「婦人問題担当室」設置		
1976 昭和51年	・「国連婦人の10年」始まる	・民法改正（離婚後における婚氏統制制度の新設）		
1977 昭和52年		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表 ・「国立婦人教育会館（現 国立女性教育会館）」設置		
1979 昭和54年	・国連「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択		・福祉部家庭福祉課に「婦人対策班」設置	
1980 昭和55年	・「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）開催及び「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法改正（配偶者の相続分引き上げ）		
1981 昭和56年	・「女子差別撤廃条約」発効 ・ILO総会「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」採択	・「国内行動計画後期重点目標」発表		
1982 昭和57年	・「女子差別撤廃条約に関する委員会」発足 ・国連総会「国際平和と協力推進への婦人の参加に関する宣言」採択	・「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」男女平等問題専門家会議報告 ・労働婦人少年局に「男女平等法制可準備室」設置		
1983 昭和58年			・「愛媛の婦人対策基本指針」策定 ・「婦人対策班」改め「婦人対策室」設置 ・「愛媛県婦人対策推進会議」設置	・「新居浜市婦人に関する施策調査研究委員会」設置
1984 昭和59年	・ESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）地域政府間準備会議（東京）開催	・国籍法及び戸籍法の一部改正（父母両系主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）	・生活福祉部に「婦人福祉課」設置	
1985 昭和60年	・ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ・国連婦人の10年世界会議（ナイロビ）開催及び「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「労働基準法」の一部改正 ・「家庭科教育に関する検討会議」報告		・婦人児童課に「婦人対策係」を設置 ・「新居浜市婦人問題懇談会」設置

年	世界（国連）	日 本	愛 媛 県	新 居 浜 市
1986 昭和61年		・初の女性党首誕生 ・婦人問題企画推進本部拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催		
1987 昭和62年		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・所得税法一部改正法公布により配偶者特別控除制度創設	・「愛媛県婦人総合（現：愛媛県男女共同参画）センター」オープン	・「新居浜市婦人問題懇談会報告書」提出 ・「婦人に関する男女の意識調査」実施
1988 昭和63年		・「労働基準法」改正 ・「農山漁村婦人の日」設定 ・女性差別撤廃条約実施状況第1回報告審議 ・婦人週間40周年記念		
1989 平成元年	・国連「児童の権利に関する条約」採択	・新学習指導要領公示（家庭科の男女必修）	・「第2次愛媛の婦人対策基本指針」策定 ・「愛媛婦人問題（女性の課題）検討委員会」設置	
1990 平成2年	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・県民福祉部に「婦人局」設置、婦人局婦人生活課となる。	・新居浜市立女性総合センター（新居浜ウイメンズプラザ）オープン
1991 平成3年		・「育児休業法」公布 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	・生活文化総室に「女性局」設置 ・愛媛県婦人総合センターを「愛媛県女性総合センター」に改称 ・「（財）えひめ女性財団」設置	・「新居浜市女性連合協議会」発足 ・「女性行動計画策定協議会」「女性施策推進会議」設置
1992 平成4年		・「育児休業法」施行 ・「婦人問題担当大臣」設置	・「愛媛県女性行動計画」策定 ・「男女共同参画社会づくり推進県民会議」設立	・「新居浜市女性行動計画（にいはま女性プラン21）」策定 ・市民生活部に「女性政策課」を設置 ・「女性問題施策推進連絡協議会」「女性施策調査研究委員会」設置
1993 平成5年	・世界人権会議（ウィーン）開催 ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」公布 ・初の女性衆議院議長就任		・「にいはま女性プラン21」ダイジェスト版発行、市内全世帯配布
1994 平成6年	・国際家族年 ・国際人口開発会議（カイロ）開催、行動計画採択	・「男女共同参画室」「男女共同参画推進本部」「男女共同参画審議会」設置 ・女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議		・新居浜市女性施策推進会議「女性行動計画に関する報告書」提出
1995 平成7年	・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 ・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択	・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	・女性局女性政策課と改称	・「にいはま女性フェスティバル95」開催 ・「全国働く婦人の家連絡協議会」全国会議開催

年	世界（国連）	日 本	愛 媛 県	新 居 浜 市
1996 平成8年		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足		・「女性海外派遣事業」開始
1997 平成9年		・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正	・「愛媛県女性行動計画（改訂版）」策定	
1998 平成10年				・「にいはま女性議会」開催 ・「女性行動計画に関する報告書」提出
1999 平成11年		・改正「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行	・「愛媛県男女共同参画会議」設置	・「女性問題市民意識調査」実施 ・「女性行動計画改定に関する報告書」提出 ・「女性行動計画策定委員会」設置 ・「にいはま女性ネットワーク」設置
2000 平成12年	・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）開催 ・国連ミレニアムサミットにおいてミレニアム開発目標（MDGs）設定 ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択 ・「政治宣言及び成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「男女共同参画週間」設定	・県民環境部に「男女共同参画に当たっての基本的な考え方」答申 ・「愛媛県男女共同参画局参画推進課」と改称 ・「愛媛県男女共同参画推進本部」設置	・「男女共同参画計画策定に向けての提言」提出 ・「女性政策課」の名称を「男女共同参画課」に変更 ・「男女共同参画都市宣言」実施
2001 平成13年		・「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」策定 ・「女性副知事サミット2001えひめ」開催	
2002 平成14年			・「愛媛県男女共同参画推進条例」施行 ・「愛媛県男女共同参画推進委員」設置	・女性海外派遣事業終了に伴い「女性国内派遣事業」開始 ・「新居浜市DV対策連絡会議設置要綱」施行
2003 平成15年		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	・愛媛県県民環境部県民協働局に改組 ・「県民協働局男女参画課」と改称	・「男女共同参画宣言都市サミットin新居浜」開催 ・「新居浜市男女共同参画審議会」設置 ・「新居浜市男女共同参画推進条例」施行 ・「新居浜市男女共同参画週間」設定
2004 平成16年		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		

年	世界（国連）	日 本	愛 媛 県	新 居 浜 市
2005 平成17年	・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）開催	・「第2次男女共同参画基本計画」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		
2006 平成18年	・東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）開催	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」中間改定 ・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2007 平成19年	・東アジア男女共同参画担当大臣会合（インド）開催	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・愛媛県県民環境部管理局に改組、管理局男女参画課と改称	
2008 平成20年		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」		
2009 平成21年		・「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充） ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	・「新居浜市男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
2010 平成22年	・第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）（ニューヨーク）開催 ・UNGCとUNIFEM（現 UN Women）が女性エンパワメント原則（WEPS）を共同で作成	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・APEC第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合（東京）開催		
2011 平成23年	・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関）発足		・「第2次愛媛県男女共同参画計画」策定 ・愛媛県女性総合センターを「愛媛県男女共同参画センター」に改称	・「第2次新居浜市男女共同参画計画（ともにいきいき新居浜プラン21）」策定（配偶者暴力防止法基本計画と一体）
2012 平成24年	・第1回女性に関するASEAN閣僚級会合（ラオス）開催 ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」を設置し、「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」決定	・「男女共同参画フォーラム2012 in えひめ」開催	

年	世界（国連）	日 本	愛 媛 県	新 居 浜 市
2013 平成25年	・APEC「女性と経済フォーラム2013」（インドネシア）開催	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・女性の活躍推進を成長戦略の中核とする「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」閣議決定	・管理局男女参画・県民協働課と改称	・「新居浜市配偶者暴力相談支援センター」開設
2014 平成26年	・第58回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）開催、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 ・APEC「女性と経済フォーラム2014」（北京）開催	・「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を決定 ・「パートタイム労働法」改正 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW！Tokyo 2014)」開催	・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	
2015 平成27年	・第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）（ニューヨーク）開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択 ・UN Women日本事務所開設	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	・愛媛県県民環境部県民生活局と改組 ・「県民生活局男女参画・県民協働課」に改称	・「新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「新居浜市女性活躍等推進事業所認証制度」開始
2016 平成28年		・「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」改正 ・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ (WINDS)」合意	・「第2次愛媛県男女共同参画計画」の中間改定（女性活躍推進計画と一体）	・新居浜市「イクボス」宣言
2017 平成29年		・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）	・知事「ひめボス」宣言 ・知事と県内20市町長の合同ひめボス宣言	・「新居浜市縁結びサポートセンター」開設
2018 平成30年		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「セクシャル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定	・「えひめ性暴力被害者支援センター」開設	
2019 令和元年	・第5回国際女性会議WAW!/W20（女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体）を日本で開催 ・G20大阪首脳宣言	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	・「G20労働雇用大臣会合」が松山市で開催 ・「ひめの国女性活躍応援団」結成及び「ひめの国女性活躍応援団行動宣言」採択	・「ひめの国女性活躍応援団」結成及び「ひめの国女性活躍応援団行動宣言」賛同 ・「新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2020 令和2年	・国連「北京+25」記念会合（第64回国連女性の地位委員会）（ニューヨーク）開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定		

年	世界（国連）	日 本	愛 媛 県	新 居 浜 市
2021 令和3年		・「育児・介護休業法」改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	・「第3次愛媛県男女共同参画計画」策定	・「第3次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)」策定（女性活躍推進法推進計画と一体）
2022 令和4年		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ・「AV出演被害防止・救済法」施行		・「男女共同参画課」の名称を「男女参画・市民相談課」に変更
2023 令和5年	・G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合を日本で開催。共同声明（日光声明）採択	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「性犯罪に関する刑法及び刑事訴訟法」一部改正 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行	・ひめボス宣言事業所認証制度制定	
2024 令和6年		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ・「育児・介護休業法」改正	・「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画」策定	・「新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2025 令和7年		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正		
2026 令和8年				

男女共同参画社会基本法

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊

重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

新居浜市男女共同参画推進条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 基本的施策（第10条－第15条）
- 第3章 推進体制等（第16条－第20条）
- 第4章 男女共同参画審議会（第21条）
- 第5章 雑則（第22条）
- 附則

私たちの目指す21世紀の社会は、日本国憲法にうたわれているように、すべての人が性別にかかわらず平等で個人として尊重される社会です。

新居浜市は、別子銅山の開坑以来、四国屈指の工業都市として発展し、早くから男女が共に働くという気風が培われてきました。昭和58年には女性の地位向上と社会参画を市政の重点目標に掲げ、平成12年には県下で初の「男女共同参画都市宣言」を行うなど、男女共同参画社会の実現に向け、市民と行政が一体となってさまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行がいまだ根強く残っており、社会のさまざまな分野で男女間の格差が生じる要因となっています。また、少子高齢化等の急速な進展による社会環境の変化や、ドメスティック・バイオレンスを始めとする暴力的行為が社会問題になるなど、男女共同参画社会の実現には今なお多くの課題が残されています。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市民一人ひとりがともにいきいきと暮らせるまち新居浜を築くため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、市民一人ひとりがいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受する

ことができ、かつ、共に責任を担うこと。

（2）積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

（3）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えること。

（4）ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければなりません。

（1）男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が共に性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保されること。

（2）性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

（3）男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

（4）男女が家族の一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と家庭以外の地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるよう配慮されること。

（5）経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができるよう配慮されること。

（6）学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、自立の精神と男女平等の意識が育まれる教育が確保されること。

（7）生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されること。

（8）男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会及び国内における取組と協調して行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じとします。）を総合的に策定し、これを計画的に実施します。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、教育関係者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組みます。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めるものとします。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画することができる体制の整備に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めるものとします。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとします。

(教育関係者の責務)

第7条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野における教育の関係者は、それぞれの教育の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり教育を行うよう努めるものとします。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとします。

(性別による権利侵害等の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはなりません。

2 市は、前項の規定に違反する行為によって被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行います。

(情報の公表に際しての留意)

第9条 何人も、市民に公表する情報において、性別による差別的取扱い、固定的役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させ、人権を侵害する表現を行わないよう努めなければなりません。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」といいます。）の意見を聴くとともに、新居浜市男女共同参画審議会に諮問します。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明

らかにした年次報告書を作成し、公表します。

(積極的改善措置)

第12条 市は、人事管理その他の組織運営及び政策決定の機会において、積極的改善措置を講じ、率先して男女共同参画を推進します。

2 市は、委員会、審議会その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命するに当たり、積極的改善措置を講じ、男女の均衡を図ります。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施のため、必要な情報を収集し、調査研究を行います。

(広報、啓発等)

第14条 市は、男女共同参画の推進について市民等の関心と理解を深めるため、広報及び啓発活動並びに学習の促進を積極的に行います。

(男女共同参画推進週間)

第15条 市は、市民等に広く男女共同参画の趣旨を周知し、男女共同参画の推進への積極的な取組が行われるよう重点的に啓発活動等を行うため、男女共同参画推進週間を設けます。

2 前項の男女共同参画推進週間は、8月1日から同月7日までとします。

第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備します。

2 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点をもって取り組みます。

3 市は、男女共同参画の推進のため、必要な拠点施設の整備及び機能の充実に努めます。

4 市は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じます。

(事業者からの報告)

第17条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができます。

(市民等に対する支援)

第18条 市は、市民等が自主的に実施する男女共同参画を推進する活動を支援するため、必要な措置を講じます。

(苦情申出への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出があった場合は、適切な措置を講じます。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、新居浜市男女共同参画審議会の意見を聴くことができます。

(相談申出への対応)

第20条 市は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して、市民等から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携し適切な措置を講じます。

第4章 男女共同参画審議会

(審議会)

第21条 男女共同参画を推進するため、新居浜市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について審議します。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じて調査し、市長に意見を述べることができます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

この条例は、平成15年10月1日から施行します。

新居浜市男女共同参画審議会規則

平成15年7月1日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、新居浜市男女共同参画推進条例（平成15年条例第33号。以下「条例」といいます。）第21条第4項の規定に基づき、新居浜市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めます。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 事業者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とします。ただし、再任は妨げません。

2 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定めます。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができません。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができます。

(専門部会)

第7条 審議会は、専門の事項について調査研究するため、必要に応じ専門部会（以下「部会」といいます。）を置くことができます。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名します。

3 部会に部会長を置きます。

4 部会長は、部会の委員のうちから会長が指名します。

5 部会は、部会長が招集し、これを主宰します。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、男女共同参画担当課において処理します。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

この規則は、平成15年10月1日から施行します。

新居浜市審議会等への女性の登用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現に向けて、本市の政策及び方針の決定過程に広く女性の意見を反映させるため、審議会等の委員への女性の登用を積極的に推進することを目的とする。

(審議会等)

第2条 この要綱において、審議会等とは、審議会、審査会、委員会、調査会等名称のいかんを問わず、法律又は条例に基づき執行機関の附属機関として設置するもの及び規則、要綱等に基づき任意に設置するものをいう。ただし、職員のみで構成される審議会等を除く。

(目標)

第3条 審議会等の委員に占める女性の登用割合を、令和12年度までにおおむね50%とすることを目標とする。

2 前項の目標を達成するために、次に掲げる事項により女性の登用促進に努めるものとする。

(1) 女性委員のいない審議会等をなくすること。

(2) 任期満了等による委員の改選においては、女性委員を一人以上増やすこと。

(3) 新規に設置する審議会等については、女性委員の登用割合を30%以上とすること。

(委員の選任)

第4条 部局（市長以外の他の執行機関の事務局等を含む。以下同じ。）の課所室長は、所管する審議会等について、委員の候補者を選任しようとするときは、委員候補者選任事前協議書（第1号様式）により、男女共同参画担当課長と事前に協議しなければならない。

2 部局の長は、所管する審議会等について、前項の委員候補者選任事前協議書による協議結果を踏まえ、委員の選任に係る決裁を受けようとするときは、女性委員登用計画書（第2号様式）を添付し、その内容について男女共同参画担当部長の承認を受けなければならない。

3 部局の長は、所管する審議会等について、前条第2項の項目を満たさずに委員を選任しようとするときは、委員選任事前協議書（第3号様式）により、男女共同参画担当部長と事前に協議しなければならない。

4 男女共同参画担当部長は、必要があると判断する場合は、部局の長に対して女性委員登用計画書の内容について調整を求めることができる。

(部局の長等の責務)

第5条 部局の長及び課所室長は、所管する審議会等の委員又は委員候補者の選任に当たっては、次の各号に掲げる事項に十分配慮し、女性の積極的な登用を図るものとする。

(1) 学識経験者から選任される委員については、幅

広く関連する分野からの女性の登用に努めること。

(2) 団体から推薦される委員については、団体の役職に限定せず、女性の適任者の推薦について協力を求めること。

(3) 市民から公募により選任する委員については、定数を設定し、特に女性の登用に努めること。

(4) 職員が委員となっている場合については、その人数が最小となるように見直し、職員以外の女性を登用できるように努めること。

2 部局の長及び課所室長は、前項各号に掲げる事項以外の事項についても、柔軟かつ積極的に対応し、第3条の目標値を満たせるよう努めなければならない。

(登用状況の報告)

第6条 男女共同参画担当部長は、審議会等における女性委員の登用状況を庁議において報告するとともに、市ホームページその他の方法により広く公表するものとする。

(目標達成への検証)

第7条 審議会等を所管する部局の長及び課所室長は、やむを得ない事由がある場合を除き、できる限り早い年度に第3条に規定する目標を達成するよう積極的に女性の登用を図るとともに、選任方法の見直しや達成できなかった事由の分析等を行い、最終目標の達成に向けて検証するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

新居浜市DV対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 配偶者等からの暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命若しくは身体に危害を及ぼす行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下「DV」という。)に関する問題について、関係機関が相互に連携し、DV防止及びDV被害者の支援のあり方について検討するため、新居浜市DV対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) DV問題に関わる関係機関相互の連携のあり方
 - (2) DV問題に関する当面の対策及び課題
 - (3) その他DVを解決するために必要な事項
- (委員)

第3条 委員は、別表第1に掲げる課の職員及び別表第2に掲げる関係機関に属する者を市長が任命又は委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会議に会長を置き、市民環境部長をもって充てる。

- 2 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、必要に応じて会長が招集する。
(専門部会)

第6条 DV問題に関する個別事案の具体的な支援内容を検討するため、連絡会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、個別事案に関係する委員又は関係する委員が指名する者をもって構成する。
- 3 専門部会は、その結果を会長に報告するとともに、直近に開催される連絡会議において報告するものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、連絡会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員その他連絡会議及び専門部会に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、男女共同参画担当課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成14年1月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

福祉担当課
介護福祉担当課
地域包括支援担当課
児童福祉担当課
国民健康保険担当課
保健センター
人権擁護担当課
男女共同参画担当課
市民課
学校教育担当課
市営住宅担当課

別表第2(第3条関係)

松山地方裁判所西条支部
松山地方法務局西条支局
新居浜公共職業安定所
新居浜警察署
西条保健所
東予子ども・女性支援センター
新居浜市医師会
西条人権擁護委員協議会
新居浜市男女共同参画審議会
新居浜市女性連合協議会

新居浜市女性活躍等推進事業所認証制度実施要綱

(目的)

第1条 女性活躍等に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業所及び団体（以下これらを「事業所」という。）を新居浜市女性活躍等推進事業所として認証し、広報や必要な情報の提供を行いその活動を支援するとともに、取組事例を広く紹介することにより、市全体で女性活躍を推進する気運の醸成を図ることを目的とする。

(認証の対象)

第2条 この制度の対象となる事業所は、市内に活動拠点を有し、現に事業を営み、又は活動を行っている事業所等とする。

(認証の要件)

第3条 市長は、次の各号の要件を満たす事業所を「新居浜市女性活躍等推進事業所」として認証するものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの取組を行っていること。

- イ 仕事と家庭・地域生活の両立支援の取組
- ロ 男女が共に働きやすい職場環境づくりの取組
- ハ 女性の能力の活用に向けた取組
- ニ その他の職場における女性活躍等の推進に向けた取組

(2) 法令に違反する重大な事実がないこと。

(認証の手続)

第4条 前条の認証を受けようとする事業所は、新居浜市女性活躍等推進事業所認証申請書（第1号様式）に女性活躍等推進事業所宣言書（第1号様式の2）その他必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった事業所について、別に定める基準に基づき審査を行い、認証の可否を決定し、その結果を書面により速やかに当該事業所に通知する。

3 市長は、認証することを決定した事業所（以下「認証事業所」という。）に対して、新居浜市女性活躍等推進事業所認証書（第2号様式。以下「認証書」という。）を交付するとともに、市政だより、市のホームページその他の方法により公表・周知するものとする。

(認証の有効期間)

第5条 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とし、認証事業所の申請により、これを更新することができる。

(認証事業所への支援)

第6条 市長は、次に掲げる活動や実施により認証事業所への支援に努めるものとする。

- (1) 市のホームページ、各種広報媒体等を活用した、事業所の名称、取組内容等の広報活動
- (2) 男女共同参画に関する各種情報の提供に係る活動
- (3) 認証事業所が行う事業所内研修への協力活動

2 認証事業所は、広告や名刺等に、新居浜市女性活躍等推進事業所である旨、又は、「新居浜市女性活躍等推進事業所シンボルマーク」を表示することができる。

(取組み状況の報告)

第7条 認証事業所は、毎年度、新居浜市女性活躍等推進事業所取組状況報告書（第3号様式）により、4月1日時点における女性の活躍推進に向けた取組状況を、同月末日までに、市長に報告するものとする。ただし、認証を受けた日から起算して1年を経過していない場合は、除く。

2 市長は、前項の取組状況報告書のほか、取組状況の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。

3 市長は、必要に応じて、実地調査を行い、又は関係者の意見を聴くことができる。

(変更の届出)

第8条 認証事業所は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに、新居浜市女性活躍等推進事業所変更届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称

(2) 所在地

(3) 代表者変更

(認証の辞退) 3

第9条 認証事業所は、第3条に規定する認証要件を満たさなくなったとき、又は認証の継続の意思がなくなったときは、速やかに、新居浜市女性活躍等推進事業所辞退届出書（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第10条 市長は、認証事業所が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は、その事実が明らかになったときは、別に定める基準に基づく審査を行い、認証を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する認証の要件に該当しなくなったとき。

(2) 法令に違反する重大な事実が発生したとき。

(3) その他認証事業所として適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、その理由を付して認証事業所にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた認証事業所は、速やかに認証書を市長に返納するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

男女共同参画都市宣言

^{ひと}女と^{ひと}男 ともにいきいき新居浜宣言

わたくしたち^{ひと}女と^{ひと}男は
心をひらき 心をつないで

認め合い

支え合い

磨き合って

自分らしく いきいきと暮らせる

ふるさと新居浜を

ともに つくるため

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成12年8月5日

新居浜市

第3次新居浜市男女共同参画計画（中間見直し）
～ともにいきいき新居浜プラン21～

発行年

2026年3月

編集・発行

新居浜市市民環境部男女参画・市民相談課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL (0897) 65-1233 FAX (0897) 65-1561

新居浜市公式ホームページ <https://www.city.niihama.lg.jp/>